

参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第五号

昭和五十七年四月二十三日(金曜日)
午後一時開会

委員の異動

四月二十二日

辞任

高木 正明君
宮澤 弘君
前島英三郎君

補欠選任

田沢 智治君
斎藤栄三郎君
秦 豊君

四月二十三日

辞任

小谷 守君
藤原 房雄君

補欠選任

野田 哲君
峯山 昭範君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

上田 稔君

委員

中西 一郎君
降矢 敬義君
村上 正邦君
福岡 知之君
多田 省吾君
井上 孝君
小澤 太郎君
小林 国司君
斎藤栄三郎君
田沢 智治君
玉置 和郎君
名尾 良孝君
中村 啓一君
嶋山威一郎君
円山 雅也君
赤桐 操君
野田 哲君

委員以外の議員

議長 金丸 三郎君
議員 松浦 功君
議員 青島 幸男君
議員 中山 千夏君

国務大臣

自治 大臣 世耕 政隆君

政府委員

法務政務次官 竹内 潔君
自治政務次官 谷 洋一君
自治省行政局選挙部長 大林 勝臣君

事務局側

常任委員会専門員 高池 忠和君

説明員

警察庁刑事局捜査第二課長 森廣 英一君

本日の会議に付した案件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(第九十五回国会金丸三郎君外四名発議)(継続案件)

○委員長(上田稔君) ただいまから公職選挙法改正に関する特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、前島英三郎君、高木正明君及び宮澤弘君が委員を辞任され、その補欠として秦豊君、田沢智治君及び斎藤栄三郎君が選任されました。

また、本日、小谷守君及び藤原房雄君が委員を

辞任され、その補欠として野田哲君及び峯山昭範君が選任されました。

○委員長(上田稔君) 公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○秦豊君 さのうあたりから本法案をめぐる雲行きがかなり微妙になりまして、ある紙面では「風雲急」「新自公、賛成表明」「警戒強める公・民」「自民、強行採決しかねぬ」など、かなり物騒だけれども、ずばりポイントをついた見出しが躍っておるわけです。

きょうは前回の同僚前島委員の残り時間を私が消化いたしますけれども、念のために、申し上げるまでもないと思いますけれども、私のきょうの三十九分によつて新政クラブの質問がすべて終わつたわけではなくて、たまたま一巡目が終わろうとしているという段階にすぎないと思ひます。

そこで発議者に伺いますけれども、去る十九日に鈴木総理が自民党の首脳をお呼びになつて、幹部をお呼びになつて、全国区の改正問題について改めて強い決意を披瀝された、こういう報道が散見されます。今回見送れば将来ともに困難である、ぜひとも今国会での成立を図れ、いわば総理総裁が自民党の幹部を激励した、こういう図式になつてゐるのですけれども、発議者は同席はされなかつたわけですか。

○委員(金丸三郎君) 私は同席いたしておりません。

○秦豊君 それにしても、発議者は一身に矢を引き受けて答弁の矢面に立っているんだから、言つてみれば本法案のVIPだ。だからわれわれ第三者からすると、当然同席して、それが常識と思つてゐたのだが、意外ですな。どういう配慮でしょ

うね。同席云々は本質じゃないからいいでしょう。それにしてもVIPたる発議者には、デテールに及ぶまで詳細に伝達あるいは連絡あるいは説明、懇談がその後あったのでしょうか。したがつて、かなり突っ込んだトップ会議の内容は熟知されてゐると思ひますけれども、どういふポイントでお受け取りになつてゐますか。

○委員(金丸三郎君) 当日の会議の内容の第一は、全国区の制度につきましては、年来改革の意見も強く、自民党としても十分に検討の結果提出したものである、ぜひとも今国会で成立を図るよう努力してもらいたいということが一つでございます。

もう一つは、自民党ほか各党がどういふ態度な

いしお考えでられるか、このことについての意見の交換があつたようでございます。そのように承知しております。

○秦豊君 もうちよつとあつたでしょう。野党の形勢を解析されるのは常識だけれども、もうちよつとあつたでしょう、一番肝心なことが。ずばり修正についての問題点と見通しについて突っ込んだお話があつたはずなんです。それはVIPにはもたらされなかつたのですか。

○委員(金丸三郎君) その点は私は承知いたしております。

○秦豊君 粗漏です、それはまことに。

発議者は、じゃ観点を交えますけれども、今国会は五月十九日まで決まり切つてゐる。その今国会五月十九日までの日程が本法案一部改正のま

さにぎりぎりのタイムリミット、つまりラストチャンスというふうにお考えないし御認識なのか、あるいは総理の外遊日程がありますからタイムリミット、後者が詰まつてゐるのだけれども、まあ十日ないし、ぎりぎりがんばつて十二日の継

ぎ足し延長があれば成立への確信を抱き得るの

か、どうお考えですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私どもは提案者でございます。いわばまないたのこいでございまして、今後どのようなふうな審議が進められるか、これは当委員会と党執行部、各党にも共通でございまして、それらの間におけるお話し合いによって今後取り運ばれていくのではなからうか。どうも私どもはまないたの上のついでにございまして、

○委員以外の議員(金丸三郎君) 一般に新聞等で報道されてはおりますけれども、社会党案として正式の法律案が出ておりません現段階で、私どもがとやかく申すのはまだ時期尚早であらうと思ひます。提案がいたされた上で私どもも吟味をし、私どもの内部でよく考えを練つて、どのようなふうなわが党として考えるか、考えを決めなければならぬと、かように考えております。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 一般に新聞等で報道されてはおりますけれども、社会党案として正式の法律案が出ておりません現段階で、私どもがとやかく申すのはまだ時期尚早であらうと思ひます。提案がいたされた上で私どもも吟味をし、私どもの内部でよく考えを練つて、どのようなふうなわが党として考えるか、考えを決めなければならぬと、かように考えております。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私どもも、社会党とされましても相当綿密な御研究の結果得られた御案だろうと、かように考えております。ただ、具体的に政党の条件をどのように考えるかという事は、やはりこの法案全体との関連がございしますので、政党要件だけについてどう考えるかという事をここでたゞいまお答え申し上げるような段階ではないと思ひます。ただ、私どもも冒頭から申しておりますように、自民党案がベストとは思つておりません。いろいろ御意見がございまして、その方がよからうということであれば、私どもはその案に同調すると申しましようか、よりベターな案をつくるようにしなければならぬと、こういう気持ちでおりますことは先般申し上げておるところでございまして。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 一般に新聞等で報道されてはおりますけれども、社会党案として正式の法律案が出ておりません現段階で、私どもがとやかく申すのはまだ時期尚早であらうと思ひます。提案がいたされた上で私どもも吟味をし、私どもの内部でよく考えを練つて、どのようなふうなわが党として考えるか、考えを決めなければならぬと、かように考えております。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私どもも、社会党とされましても相当綿密な御研究の結果得られた御案だろうと、かように考えております。ただ、具体的に政党の条件をどのように考えるかという事は、やはりこの法案全体との関連がございしますので、政党要件だけについてどう考えるかという事をここでたゞいまお答え申し上げるような段階ではないと思ひます。ただ、私どもも冒頭から申しておりますように、自民党案がベストとは思つておりません。いろいろ御意見がございまして、その方がよからうということであれば、私どもはその案に同調すると申しましようか、よりベターな案をつくるようにしなければならぬと、こういう気持ちでおりますことは先般申し上げておるところでございまして。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私どもは提案者でございます。いわばまないたのこいでございまして、今後どのようなふうな審議が進められるか、これは当委員会と党執行部、各党にも共通でございまして、それらの間におけるお話し合いによって今後取り運ばれていくのではなからうか。どうも私どもはまないたの上のついでにございまして、

○委員以外の議員(金丸三郎君) 一般に新聞等で報道されてはおりますけれども、社会党案として正式の法律案が出ておりません現段階で、私どもがとやかく申すのはまだ時期尚早であらうと思ひます。提案がいたされた上で私どもも吟味をし、私どもの内部でよく考えを練つて、どのようなふうなわが党として考えるか、考えを決めなければならぬと、かように考えております。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私どもも、社会党とされましても相当綿密な御研究の結果得られた御案だろうと、かように考えております。ただ、具体的に政党の条件をどのように考えるかという事は、やはりこの法案全体との関連がございしますので、政党要件だけについてどう考えるかという事をここでたゞいまお答え申し上げるような段階ではないと思ひます。ただ、私どもも冒頭から申しておりますように、自民党案がベストとは思つておりません。いろいろ御意見がございまして、その方がよからうということであれば、私どもはその案に同調すると申しましようか、よりベターな案をつくるようにしなければならぬと、こういう気持ちでおりますことは先般申し上げておるところでございまして。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私どもは提案者でございます。いわばまないたのこいでございまして、今後どのようなふうな審議が進められるか、これは当委員会と党執行部、各党にも共通でございまして、それらの間におけるお話し合いによって今後取り運ばれていくのではなからうか。どうも私どもはまないたの上のついでにございまして、

○委員以外の議員(金丸三郎君) 一般に新聞等で報道されてはおりますけれども、社会党案として正式の法律案が出ておりません現段階で、私どもがとやかく申すのはまだ時期尚早であらうと思ひます。提案がいたされた上で私どもも吟味をし、私どもの内部でよく考えを練つて、どのようなふうなわが党として考えるか、考えを決めなければならぬと、かように考えております。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私どもも、社会党とされましても相当綿密な御研究の結果得られた御案だろうと、かように考えております。ただ、具体的に政党の条件をどのように考えるかという事は、やはりこの法案全体との関連がございしますので、政党要件だけについてどう考えるかという事をここでたゞいまお答え申し上げるような段階ではないと思ひます。ただ、私どもも冒頭から申しておりますように、自民党案がベストとは思つておりません。いろいろ御意見がございまして、その方がよからうということであれば、私どもはその案に同調すると申しましようか、よりベターな案をつくるようにしなければならぬと、こういう気持ちでおりますことは先般申し上げておるところでございまして。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私どもは提案者でございます。いわばまないたのこいでございまして、今後どのようなふうな審議が進められるか、これは当委員会と党執行部、各党にも共通でございまして、それらの間におけるお話し合いによって今後取り運ばれていくのではなからうか。どうも私どもはまないたの上のついでにございまして、

○委員以外の議員(金丸三郎君) 一般に新聞等で報道されてはおりますけれども、社会党案として正式の法律案が出ておりません現段階で、私どもがとやかく申すのはまだ時期尚早であらうと思ひます。提案がいたされた上で私どもも吟味をし、私どもの内部でよく考えを練つて、どのようなふうなわが党として考えるか、考えを決めなければならぬと、かように考えております。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私どもも、社会党とされましても相当綿密な御研究の結果得られた御案だろうと、かように考えております。ただ、具体的に政党の条件をどのように考えるかという事は、やはりこの法案全体との関連がございしますので、政党要件だけについてどう考えるかという事をここでたゞいまお答え申し上げるような段階ではないと思ひます。ただ、私どもも冒頭から申しておりますように、自民党案がベストとは思つておりません。いろいろ御意見がございまして、その方がよからうということであれば、私どもはその案に同調すると申しましようか、よりベターな案をつくるようにしなければならぬと、こういう気持ちでおりますことは先般申し上げておるところでございまして。

党以外、小政党諸会派というふうなものにとつては重要な分岐点になる大きな事項の基準なんです。これも私は避けては通れない、また考慮の余地のある対象、問題点の一つという受けとめ方をすると過剰ですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) おっしゃるとおりでございます。社会党案のことを私どももまだ十分に吟味したわけではございませんが、政党の要件について社会党が考えておいての点は私どもも十分に考えなければならぬ問題点だと、かように考えております。

○委員以外の議員(金丸三郎君) おっしゃるとおりでございます。社会党案のことを私どももまだ十分に吟味したわけではございませんが、政党の要件について社会党が考えておいての点は私どもも十分に考えなければならぬ問題点だと、かように考えております。

○委員以外の議員(金丸三郎君) おっしゃるとおりでございます。社会党案のことを私どももまだ十分に吟味したわけではございませんが、政党の要件について社会党が考えておいての点は私どもも十分に考えなければならぬ問題点だと、かように考えております。

○委員以外の議員(金丸三郎君) おっしゃるとおりでございます。社会党案のことを私どももまだ十分に吟味したわけではございませんが、政党の要件について社会党が考えておいての点は私どもも十分に考えなければならぬ問題点だと、かように考えております。

○委員以外の議員(金丸三郎君) おっしゃるとおりでございます。社会党案のことを私どももまだ十分に吟味したわけではございませんが、政党の要件について社会党が考えておいての点は私どもも十分に考えなければならぬ問題点だと、かように考えております。

百五十万とかという問題等全部を含めて、これからいよいよ切迫をきて、それで胸突き八丁になつて、時間に追われて、どうしてもあなたの方を議者を初めあなたの方の属する政党が法案の成立通過に執着すると、どうしても私の言つたような問題点は避けて通れないところまでは認識が一致したのだけれども、私がきょう質問したような箇所はすべて、すり合わせ、調整、歩み寄りの問題点、避けて通れない問題点として十分に検討しなければならぬという認識まではお持ちなんですね。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 検討しなければならぬ点については、私も御趣旨のとおりでございます。この点は十分に検討しなければならぬ問題だと考えております。

○秦豊君 自治大臣、もつと遅いかと思つたものですから、早々と御出席いただいて恐縮です。じゃ自治大臣はいつまでこの席にいらつしやるかかわらないのですから、ちよつと順番を入れかえまして世耕大臣に一回、二問だけ伺つておきますが、世耕大臣のところは本法案のいわば主務大臣、主管大臣でいらつしやいます。主管大臣の御認識としては、今国会、さつきも衆議院に開いたのですけれども、五月十九日ないしプラスアルファ、つまり会期延長があり得ればの話ですが、こういうタイミングの中で、今国会が本法案のぎりぎりのタイムリミットであつて、鈴木総理の御認識のように、いまを逃せば先がない、あすがないというふうな突き詰めた御認識を主務大臣としてお持ちでしょうか、いかがでしょうか。

○国務大臣(世耕政隆君) 突然やつてまいりました、時間におくれて申しわけございません。ただいまの御指摘の点でございますが、現在審議されております公職選挙法の改正案は、この次の参議院の選挙に適用されることを前提として提出されたものというふうに聞き及んでおります。この改正案は今回が初めて出された法案で、これに対して実はいままでが省でも経験したことのない方法であり、初めての仕組みのものでござ

います。そこで、この選挙の管理、執行に携わる立場といたしましては、新しい制度の仕組みを十分に時間をかけて関係方面にいろいろ宣伝したり、周知徹底させたり、これは各県にも、選挙者にもいろいろ周知徹底を行つていくわけでございますが、そういうのにかなり時間がかかると思つております。そこで、できるだけ早く、この国会で十二分に御審議いただきまして、お取り計らいいただき、全国の選挙法が改善されるように希望する次第でございます。

○秦豊君 もうちよつと世耕大臣、踏み込んできつぱりお答えいただきたいのです。確かに万事拙速はいけない、これは確かに主管大臣としては当然のお受けとめであらうと思つます。私も共感します。しかし、それにはいまの国会中を通してもらわないと、秋の臨時国会なんて先送りされて、一回これは継続になつていく法案です。今度またお預けというのは自治省としては困る、やつぱり今国会という御認識と受け取つてよろしいですか。

○国務大臣(世耕政隆君) 私どもといたしましては、一日も早く結論が出ますことを切望している次第でございます。○秦豊君 いまの世耕大臣のは、文法上は間接叙法です。文章の形態から言えば、間接叙法だ、言いかえれば、今国会が一番早いわけだから、自明のことになりますわね。そう受け取らしていただきます。

ところで衆議院、これは全然質問の本質と関係ないのだけれども、ちよつとこの法案を勉強してみまして、あなたにぜひ聞いてみたかったのと、本来ならば自民党の選挙対策委員長と鈴木総裁がそこにおられれば妥当な質問なんです、僕はわからないから後学のために示していただきたい。

来年の改選期を迎える議員はたくさんいらつしやいますけれども、わが徳永参議院議長におかれどもすでに当選四回をけみされ、まさに明年改選期を迎えられます。ところが、徳永議長の

場合は全国区選出でいらつしやる。秋山副議長の場合には岡山地方区でいらつしやるので、次元と環境が全く違います。一番問題に達着されるのは徳永参議院議長であります。つまりこの参議院改革の一環として、良識の実践として党籍離脱をされている参議院議長が来年改選期を迎える。党籍離脱と来年の改選の名簿の位置づけはまさに絶対矛盾なんですよ、自民党議員じゃないのですから。そうでしょう。いま無所属なんです。いづれにも属さざる議員なんです。だからこれは絶対矛盾、二律背反なんです。

そこで、自民党としては選挙のときだけちよつと里帰りをしてもらつて、全国区の名簿に、敬意を表して、トップかどうかはおたくの党内問題だが、高位にランキングをし、つまり登載という法律用語になつておるが、登載し、そうして当選後はまた参議院のいわゆる良識にUターンしていただくというふうな、いわゆる原状回復すな、措置を、まあこれはまだ検討してないという衆議院はそんな言葉を用意しつつかあるような表情だけれども、あなたの方のような大政党にとって八三年が政治決戦だ、一議席をもおろそかにできないというふうな観点で、参議院が代々積み重ねたこのよき慣行に泥をかけるような、そういうあしき党利党略は絶対に行使していただきたくないという発意で、願意で私申し上げているのだが、これはあくまで参議院のよき慣行をお守りになるんでしょ、うね、衆議院。たまたまあなたしか聞く方がいないものだから、あなたに聞く以外にないんですよ。どうですか、本法案との関連で。

○委員以外の議員(金丸三郎君) ただいまの御質問は立法化の問題ではなくて、いわば名簿にどういう人を登載するか、その選定の問題、あるいは当選なさつた方がどういうふうになるかという問題でございます。私はこれは党の執行部としてお考えになつてしかるべき問題ではなからうかと思つます。御指摘の点はよくわかりますけれども、私どもはこの法律案の提案者でございますので、あしからずこれで御了承いただきたい。

○秦豊君 まあそう言うだろうと思つていたのだけれども、一言一句変わらなかつたですな。では、名簿登載の基準というふうな質問のアングルを変えましょう。ならば、あなたは答えなきやいかぬですね。名簿登載の基準も考えないでこんな法案を出す、そういう粗悪な提案者はないから、論理的に。だから登載の基準、範囲、進め方、手順、私はこれは当然お考えになつて提案されていると思うから、ではほかの団体の人も推薦できるのだから無所属議員もそういう扱いになつて名簿登載の対象者、可能性者になり得るのですか。その点はどうなんですか、徳永議長のよきな立場の方も。

○委員以外の議員(金丸三郎君) なり得るわけでございます。○秦豊君 非常にその部分はざぱり本音だな。そういうことをやるかもしれないな。衆議院、あなたはこういう本を御存じですか。これは「選挙制度改革の諸問題」政経書院と書いてあります。それから「選挙制度」というちよつと短い題の文章、これがあります。この二、三の著作、私はたまたまこれしか拝見しなかつたものだから失礼したかもしれませんが、これはあなたの著作ですね。覚えていらつしやいますか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) そのとおりでございます。○秦豊君 これは歳月を経まして黄色っぽく変色している。時間の経過なんです。金丸さんの学説が進歩したか退歩したか、現実に妥協しているか、これは別な問題だ。これは歳月が黄色くしたのです。ところが、この「選挙制度」というあなたの著作を拝見しますと、なかなかこれはいいことをお書きになつていらつしやる。あなたにとつてはなつかしい壮年のころの論考ですよ。これは昭和二十九年一月の「選挙制度」ですが、当時のあなたは、自治省じゃないんですね、あのころは「自治廳」、松浦さんもうなずいていらつしやるが、むずかしい字を書く、ローマ法王の廳ですな。あの自治庁の選挙部長ですけども、一時四

十分にはやめろというメモが入りましたので簡略にいたしますけれども、一つだけ引用します。

「選挙制度」の六十六ページを拝見しますと、あなたはこう書いておられる。比例代表制とか選挙人名簿式についてあなたはいくつを言っています。比例代表制というの「選挙人又は選挙区と議員とのつながり」これが総じて「稀薄になる。」それから「ことに名簿式比例代表法では、党派に重きを置いて、人物を軽視する結果、議員の人物を劣等化する。」つまり低きに置く。だって政党が優位に立つわけだから。「そうして、当選者の決定が」これは大事ですよ、よろしいですか。「当選者の決定が」その属する「党派の幹部に委ねられるならば、少壮新進の政治家の進出が」きわめて「困難となる。」これは正論ですね。しかも「比例代表法は、手続がきわめて複雑であり、政党が策略を用いる余地が少くない。」

私は反論しようと思つて読んだのだけれども、反論の余地がない、正論だから。実に正しい議論を展開されておられるのが、よもやそれは皆さんの引用した箇所が間違っている、誤読だということはおっしゃらぬでしょう。いやしくも自分の言論を世に問うということは社会的責任が伴いますから、あなたはこれを否定されないでしよう。非常に私は選挙制度、選挙法の権威として改めてあなたに、過去のあなたに対して敬意を表するのだけれども、あなたはこれからどうして変わったのですか。どうなんですか。

○委員以外の議員（金丸三郎君） 私が比例代表制度について書いておきます点は、いわば比例代表制度の紹介でございます。比例代表制につきましても、ただいまお述べになりましたのは比例代表制の持つ欠点と申しましょうか、批判のある点、また同時に私の著書には、比例代表制はこうこうという点で非常にすぐれているという長所も書いてあるわけでございます。長所を挙げ、かつまた当時批判もあった短所も両論書いてあるわけでございます。比例代表制のすぐれている点、たとえば国民の政治的な意思を最も正確に反映しやす

い制度であるとか、あるいは比例代表制にすることによりまして有能な人物の当選が確実になりますとか、買収の効果がなくなるとか、選挙が平穩になるとか、こういうことも実は書いておられるわけでございますが、御指摘の点は私の著書の中の比例代表制に対するいわば批判の部分で、私の著書には長所と短所とを両方公平に挙げたつもりでございます。

○秦豊君 あなたがそう逃げるだろうと思つて、念のためにもう一冊用意してあります。これは逃がれようがありません。これは昭和二十九年六月だから、あなたはこの前でもうと踏み込みが足らなかつた、本音を述べ足りないというので、ページ数は少ないけれども、じゃこれはあなた単なる紹介ですか。百十八ページをちよつと読みますよ。記憶をよみがえらせていただきたい。

「第四は、全国区の制度を存置し、比例代表制によつて選挙せよ」という主張である。この主張にあなた反論しているんですよ。意見ですよ、いいですか。「直接選挙によつて選任することを前提とすれば、たしかに一案であるが、わが国のように約四千七百万人という大の困難が伴うし、この表現はちよつと日本語として練れてないが、」大の困難が伴うし、政党別の候補者名簿によつて投票するとすれば、参議院が「よく聞いてくださいよ。」参議院が完全に政党化することを覚悟しなければならぬのであつて、それもやむをえないという建前をとらない限り、賛成できない。いいですか、「賛成できない」と言っているんだ。賛成であるという日本語になつてない。

私はこれは過剰に読んでいませんよ。あなたの、あなたが朗読するよりは下手だったかもしれないが、正確に読んでいます。あなたは「選挙制度」という著作において紹介をしたのだから著者の責任は免れてもいい、免責だと言われたが、これは意見を述べていらつしやる。いいですか、これはあなたの主観、あなたの論説ですよ、意見ですよ。これについても責任をおとりにならないというのは、私は大変に公人として、このと

きは高級官僚の一人であつしやるが、やつぱり社会的な公的な責任を全うしないものだと言われても反論はできないでしょう。違いますか。この部分はあなたの意見ですよ。

○委員以外の議員（金丸三郎君） 私が「選挙制度改革の諸問題」の中に書いておられますことは御指摘のとおりでございます。この中で私の意見として申し上げておりますのは、参議院の政党化の点でございます。私がこの本を書きましたのは昭和二十年代の末でございます。今日は参議院も政党化してまいつておる、これが現実の認識でございます。提案理由でもる申し上げておられますように、望ましいか望ましくないかという議論もございいますけれども、わが国の現実の国会の運営が政党を中心に行われており、参議院の全国区の制度が政党的な選挙になつておるという現実を踏まえて、今回は政党化を前提にした全国区の制度の改正をした方が少なくとも現状よりはよろう、こういうような結論に達しまして提案をいたしましたわけでございます。

○秦豊君 それはいまのあなたの答弁を男子三日見ればというふうな受けとめか、君子豹変するというふうな切るか、それは立場がいろいろあるんだけれども、いやしくもあなた、参議院の現状はこうなつておるなんて、これはあなたが、わが国における自治庁の当該政策、立法政策の、あるいは選挙技術のあるいは運営の最高の責任者にあるあなたがある時点でお書きになつたこれは公論です、世に問うた公論です。黄色くなつた著作を引つ張り出して、別に鬼の首をとつたように言うつもりはさらさらないが、いやしくもそれほど責任のあるものがこういう社会的行為である。しかもそれがあなたにおける本問題の原典ですよ、原典ですよ、選挙法原論ですよ。去年以来のあなたの答弁はときどき反論したり議事録を勉強させていたが、かなり強引にあなたの自説をゆがめていらつしやるという印象さえ私はするので、これがあなたにおける古典であり原典である、いまあなたはかりそめの姿だ、かなり無理をされて

いるというふうな思ふので、重ねてあなたの心境を述べていただきたい。

○委員以外の議員（金丸三郎君） 二十数年のわが国の政治の現実、わが国の選挙の実際から申しまして、現在では政党政治を基本にして参議院の全国区の制度の改正は行うことが至当であろう、こういうふうな考えております。

○秦豊君 この問題は本日はいくらぐらひにしておきましよう、また何か発見するかもしれないからね。

警察いらつしやいますか。時間が非常になくなつてきたやうなので全然問題をかえすけれども、あなたにせつかくおいでいただいて、本法案の第十六章の罰則をちよつとぜひとも聞いておきたかつたのですがね、「名簿登載者の選定に関する罪」をちよつと御披露ください。

第二百二十四条の三を「ごらん願いますと、」請託を受けて、財産上の利益を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、これを三年以下の懲役に処する。」と。あなたは法律の専門家だからあえて聞くのだが、刑法における収賄、受託取賄、事前取賄を規定した第九十七条以下の非常に厳格な法律表現ですね、あるいは法文表現と云うべきか、百九十七條の二から百九十七條の四に至るこの厳格な法規定に対して、本法案による第二百二十四の三、これでは、私の危惧と懸念はこんな範囲をしばり過ぎておるから実効性が余り期待できないのではないかと云うおそれの一つ。それからこんな法文を盾にとつて、さあ取り締まりは警察庁だ、諸君精勵格闘やりたまえと言われども、刑法と比べて恥ぢかしくないかと言いたいのじゃないかと思ふんだ、第一線も、幹部も。こんなもので、これはしり抜けいいところで、世論へのレスチアアでこういうものをつくつたんだと思うが、他のあつせん収賄あるいは第三者、事前、事後、こういうものに比べても大変表現が粗漏であり、しかも連座制が比例代表選挙には適用されないのだから、たつた一つなんです、罰則。これで果たして適正な取り締まりなんか実効を期

いるというふうな思ふので、重ねてあなたの心境を述べていただきたい。

し得るのか、この辺だけを伺っておきたい。

○説明員(森廣英一君) たいだいまお尋ねの二百二十四条の三の規定と刑法の百九十七条以下の規定を比較した場合に、確かにいけば刑法の百九十七条の第二項のあつせん取賄罪の規定に見合う規定が今回置かれておられるわけでございまして、単純取賄等の規定は置かれておられないことは御指摘のとおりでございまして。その点とか、あるいは賄賂の内容を一財産上の利益にしばつておる。かような点を見ますと、この点はいわば名簿登載者の選定という仕事が公正妥当に行われることをどこまで政党の自律にゆだね、どこからを法律で担保していくかという問題でございまして、すなわち政党活動の自由と公正のバランスを考えて立案されました一つの立法論的な選択である、かように受けとめております。

それからもう一つ、この「名簿登載者の選定につき権限を有する者」というような表現は、刑法とはやや異つたいわば主体が規定されておるわけでございまして、これにつきましては、法案の八十六条の第二項第六号の規定を受けた用語でございまして、同号の定義規定等によりまして、その内容は相当程度明確になつておると、かように受けとめております。

警察といつたしましては、もしこれが施行になつた場合におきましては鋭意研究を進めまして、おつしやるような実効のある取り締まりをしてまいりたい、かように考えております。

○森豊君 発議者ね、これは二巡目で聞きますけれども、この本法案が持つてゐるさまざまな欠落、欠陥と思われましますものの中に、具体的な難点が非常にあるわけですね。たとえば政党の分裂とか、合併ないし新党ができるとか、それから個人の脱党、それから他政党へのくらがえとか、あるいは除名というふうな行為もありまします。名簿の有効性とそれらの行為、社会現象、政治現象との関連が大変私に具体的問題になつてくると思ふ。これをやり出すと恐らく幾十分を費やしても足りないでしょう。したがつて、これは投票をし

た有権者の意思が全くないがしろにされるといふ、あるいは宙に浮くケースが必ず起こります。特にこの二、三年のいわゆる政界の動向を考えると、私は第二巡目でこれは極めてやりますけれども、こういう問題は必ず的確に対応を準備しておかなければ、法案を改めなければならぬ、埋めておかなければ私は問題点が処理できなくなると思ふ。

たとえば名簿は六年間有効でしょう。ならば繰り上げも、したがつて六年間有効なんですよ。六年間という長いタイムで考えた場合の今後の政界の激変、政界の分布、離合集散、これはもう大きいですよ。あなた方発議者が提案しているこの法案では追つつかない、フォローできない、現実との乖離がはなはだ過ぎるという問題が必ず起こつてくるので、一言だけその点については粗漏がないというふうな確信を持つてゐるならさういふふうな答えていただきたい。

それからもう一つ、松浦さん恐縮ですがね、時間がなくなつてきましたので、一問だけ重ねて御質問をし、答弁を重ねていただいて終わります。たとえば部内で会議をしましたときにこういう問題が出てきた。あなた方によれば、いままでの全国区ですよ、政党の名前を有権者の方に一々書いていただくという発想をされてゐるのかどうか、まだ聞いていませんがね。一つの提案として、政党名または確認団体の名前をあらかじめ投票用紙に印刷しておいて、たとえば自由民主党、社会党、公明党、民社党、社会民主連合、新自由クラブ、共産党があるとします。あるいは何々団体ですか、あるいは連合ですか、さうあるとすると、それをほとんど自治省が整理して厳格に記載をしておいて、それでいわれるままでの地方区の投票所に行つた方はその支持する政党の上に、自分が書くのじゃなくて、丸をするという簡略な方法で実は民意を表現するというふうなことにについては考慮の余地がないのかどうか。大項目と余りにも具体的な問題を一緒にしましたけれども、時間の関係と御了承ください。

○委員以外の議員(松浦功君) 二つの点について御質問がございました。一つは政党の離合集散、それと名簿の効力の関係でございまして。

御承知のように、政党の離合集散、いろいろの場合がございまして、千差万別でございまして。いづれにいたしましても、政党の離合集散というものを客観的に選挙管理機関が把握するということは困難でございまして。事実上できないと思ひます。したがつて、すべて政党からの離合集散の届け出にまつというのを基本的な態度に置いて、法案はきちつと抜ける点なく整備をいたしておるつもりでございまして。したがつて具体的にはさういふ場合にどうなるのか、さういふ場合にどうなるのかというところをお尋ねいただければ、私の方でさういふ場合はさうなりますというお答えが申し上げられるかと思つております。

二番目の記号式の問題でございまして、まことにりつぱな一つの御提案だと思つてございまして。しかしながら、私も記号式にしたらどうかというところを検討いたしましたけれども、私も定められた政党の要件にのつた形で名簿を提出してこれらる政党が一体幾つ出てくるだろうか。この点は私もではわかりに判断できないわけではございまして。さうなりますと、仮に二十の政党が出てきたということになりますと、記号式になりますと大きな投票用紙になつてしまふわけですね。さういふ点を考えると、どうもやはり無理ではなからうかということでも書式ということにいたしましたわけでございまして、決して記号式というものを頭から考えなかつたということではございません。実際、選挙の管理執行上記号式には無理があるさういふことで私もあきらめた、さういふふうな御理解をいただけたら結構でございまして。

○森豊君 終わります。
○委員長(上田稔君) 質疑のある方は順次御発言を願ひます。
○大川清幸君 私は、前回もちよつと触れて御所見も伺つた問題ですが、選挙制度を改革する場合

の優先順位の問題にかかわることからお伺ひをいたしたいと思ひます。

現在の日本の選挙制度の中に緊急事項としてどういふものがあるか、これは常識的に考えまして、違憲判決の出ている例の定数の不均衡問題、さういふことになると思ひます。それから政治資金規正法にかかわる金の問題ださうと思ふので

そこで定数不均衡問題、これは考えてみると、まさに憲法問題そのものでございまして、実情はどうなつてゐるかといひますと、御承知のように五十五年に行われました国勢調査、その結果によりますと、参議院は五・七二九倍、それから衆議院で四・五四一倍、さういふ格差が出ておることが明確になつてゐます。なお四倍以上が三区ありますし、三倍以上が六区、それから二倍以上が三十五区もある、さういふことです。百三十区のうちいづれ五十四区、約半数ですね、この選挙区が、ですから憲法違反の不均衡、さういふことになるわけですね。人口と定数が逆転している選挙区、これは都道府県でいうと二十に及んでゐるわけですから、さういふ実情を考えますと、やはり立法府としての国会としても無視して通れない問題ださうと思ひますし、政府並びに責任政党としても同様ではなからうか、立場を言えば、さう思ふわけですね。

今回の提案は、残念ながらさうした緊急事項を素通りして、参議院の全国区の制度改正だけ提案をしてきたということについてはまことに残念だと思ふんですが、この辺の認識について改めて、総理がお答えから大臣と、それから提案者に御所見を伺つておきたいと思ひます。

○委員以外の議員(金丸三郎君) この点につきましては、さきにも御質問がございましてお答えをしたことがあると存じますが、私も基本的な認識につきましては同様でございまして。衆議院の定数は正、参議院の地方区の定数は正、やはりやらなければならない重要な問題だと認識はいたしております。また実は年来いろいろと、まだ

党全体としてではございませんけれども、参議院側におきましても地方区の問題は検討いたしております。また衆議院の問題につきましては、いま鋭意私どもの党の選挙制度調査会において検討いたしておりますのでございますが、選挙区の定数の配分をいまいかに人口で一律にやった方がいいのか、地域性というものは衆議院につきましても考えないでいいのか、わが国の行政区画としての府県を無視してもいいのか、それをも考慮に入れる余地はないのか、実は議論をいたしてみますというとなかなか根本的な問題がたくさんございまして、できるだけ早く結論は出さなければならぬと思っておりますけれども、衆議院の定数と参議院の地方区の定数と両方あわせて、目下鋭意勉強いたしております最中でございます。

○大川清幸君 緊急事項の認識についてはほぼ同じような認識を持っておられるようでございますが、そこで、今後の審議の上でも必要だと思われまので資料の要求をいたしておきたいと思っておりますが、昭和五十五年十月一日現在の国勢調査の確定人口が出たはずでございます。市町村段階も含めて出ているはずでございます。そこで、参議院地方区の選挙区別確定人口と最大アンバランス及び衆議院の選挙区別確定人口とこれまた最大アンバランスについて資料を至急お出し願えればお願いしたい、こう思うんですが、これは大臣にお願いいたしますが、いかがですか、この資料の提出について。

○委員長(上田稔君) 資料出せますか。
○国務大臣(世耕政隆君) ただいまの御要求に対して、委員会が御承認があれば提出させていただきます。
○委員長(上田稔君) それでは、いまの資料につきましては理事会に諮らせていただきます。
○大川清幸君 それでは取り扱いについて理事会でひとつ善処方をお願いいたしておきます。
次に、緊急課題のうちのお金がかかるか、かかるないか、この問題について伺いをいたします。

選挙に不当な金をかけないためには、まず政治資金規正法改正がぜひとも必要だ、こう思うわけでございます。この問題は法律事項でございますから、全国区の改正よりもむしろ先に手続をしていただくのが本来のあり方ではなからうか、こう思います。その認識についてはいかがですか。発議者の立場で答弁できますか。認識としてはどうあるべきでしょうか。どうですか。

○委員(以外の議員(金丸三郎君) 大変申し上げかねますが、ただいまの御質問は、政治資金規正法の附則第八項に関連しての御尋ねでございます。うか。それとも政治資金規制全般について改正について考えはないのか、あるいは早急に考えるべきでないかという趣旨の御質問か、どうも大変恐れ入りますけれども……

○大川清幸君 それでは、御承知だと思うんですが、昭和五十五年七月十五日、法律第六十四号、政治資金規正法の改正の附則第一条、これには「この法律は、昭和五十一年一月一日から施行する。」とありまして、同第八條「この法律の施行後五年を経過した場合においては、新法の施行状況を勘案し、政治資金の個人による拠出を一層強化するための方途」について、更に検討を加えるものとする。」と、こうなっております。これは御承知だと思ふんですが、昭和五十六年一月二日であろう五年が経過したことになる。現在の時点は、したがってましてもう六年を経過したことになるわけなんです。それから、憲法第七十三條の内閣の職務として掲げる第一号に「法律を誠実に執行し」とあります。政府は早急に誠実に政治資金規正法を改正する必要がある、その規定から言えば、そういう解釈になるわけです。

念のため申し上げますと、衆議院の選挙でもあの千葉二区、新聞でも大分報道されました買収事犯もありました。衆議院の選挙区は小さいのですが、どうも参議院の全国区よりも金がかかっているような例もあります。ですからこういう点では、ぜひとも金をかける買収犯等を防ぐために連

座制の強化とか、あるいは選挙裁判の促進とか、買収等の実質犯に対する罰則の強化等もこれは速やかに図るべきでしょう。そういう点で言うと、優先順位から言えば、これはもう五年じやなくて六年を経過してしまつたから、早急にこれは考える必要があるんだらうと思ひますが、この辺についてはどうお考えになっておりますか。法律に關係することだから大臣の御所見を伺つておきましようか。ほうつておいてやまずい問題でしょう。

○国務大臣(世耕政隆君) 政治資金規正法附則第八條の見直しの問題でございますが、この政治資金規正法は一番政治活動に深いところで關係してくるものでございまして、また各政党のいろいろな事情が違ひますし、よつて立つ基礎が違つておりますので、これもひとつ政党間で十分に御議論をいたして、改正すべき点は改正すべきである、このように私どもは思考している次第でございます。

○大川清幸君 これは確かに選挙あるいは政治資金にかかわる法案の改正については各党との話し合いが必要なんです。大臣の御答弁は、まさに扱う姿勢としてはそういうことになるだろうと思ひます。
○多田省吾君 関連。
前回は宮之原委員が去年の十月に安孫子前自治大臣に同じような質問をなさつたわけなんです。それに対して安孫子自治大臣も、各党の合意がないからできないんだ、政治資金規正法改正はできないんだと、こういう答弁もあつたわけなんです。世耕自治大臣も同じような御答弁をなさいましたけれど、私は非常に不満です。大変不満です。
三木内閣時代に、第五次選挙制度審議会の答申を尊重すると言ひながら、相当骨抜きしまして政治資金規正法を改正したわけなんです。そのときはもう与野党同数という本会議で劇的な幕切れがあつたわけでございますけれども、そのときに決められた法律なんです。そして大臣がいまお答えになつたように、昭和五十一年一月二日から五年たつたら、この八條の企業献金から個人献金に移

行するところ、それを見直すととはつきり書いてあるんです。それにもかかわらず一年以上、一年半も政府はサボタージュしているわけなんです。いま大川委員が質問しましたように、優先順位から言つたら当然政治資金規正法を先にすべきです。金のかかる、かからない、国民はみんな政治に金をかけ過ぎるんだと言つてゐるのです。それは後でまた質問があると思ひますけれどもね。それにもかかわらず政府はやろうとしない。はなはだ遺憾だと思ひます。

私は、各党の合意とか各党の話し合いなどと、そんなものは要らない、野党は全部要求しているのですから。政府は政府がつくつた政治資金規正法改正法を、政府がつくつたんです。その法律を遵守する義務があるわけなんです。憲法から言つても。だから遵守義務とも言つてゐるじゃありませんか。それにもかかわらず、どうも各党間の合意が得られないからとか、各党間でも話し合ひなければとか、とんでもないことをおっしゃつてゐる。政治資金規正法改正に関しては各党間の話し合ひはむしろ要らないんです。これは政府がやらなくちゃいけない義務なんです。そういう点でもう一回、なぜ政治資金規正法の改正をすぐやらないのか、そして各党が全然合意もしてない非常に反対しているのか。おかしいんですよ、これは。政治資金規正法改正を政府は早く迅速にいますぐ行うべきだと思ひますが、どうですか。もう一回責任ある御答弁をお願いしたい。

○国務大臣(世耕政隆君) 法律が個人献金を希望的な方向としてゐることは承知のことでございます。ただ実際問題として、個人献金がなかなか集まつてこない、こういう現実でございまして、この上で、この個人献金すべてが善であるとも言ひがたいものであります。さらに事柄は、先ほど申し上げましたように、各政党の財政基盤に關する問題でございまして、これは政府だけで検討を進めるわけにはいきませんので、ぜひこれは非常にむづかしい対応であるだけに、いろいろ各党から

行するところ、それを見直すととはつきり書いてあるんです。それにもかかわらず一年以上、一年半も政府はサボタージュしているわけなんです。いま大川委員が質問しましたように、優先順位から言つたら当然政治資金規正法を先にすべきです。金のかかる、かからない、国民はみんな政治に金をかけ過ぎるんだと言つてゐるのです。それは後でまた質問があると思ひますけれどもね。それにもかかわらず政府はやろうとしない。はなはだ遺憾だと思ひます。

御承知のように、憲法第四十二條によつて衆参両院が構成されておりますし、その両院というものは四十三條の規定によつて國民を代表する選挙された議員によつて組織されることになっております。それで両院は、したがいまして四十一條の

ところで、現行の憲法や参議院選挙の制度が、衆議院
足をした当時、十分御承知だと思いますが、憲法

拘束はどうしたつてこれは大変な力を發揮するんですよ。一つの法案をどうするかという扱いにつ

○大川清幸君　これはここで質疑応答をやつて論議が済めばいいことではないのであつて、これは

い向きの発言があることについてはきわめて問題だと思ふのですが、もう一回改めて金丸さんの御意見を聞いておきたいと思ひます。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 憲法の規定を尊重しなければならぬことは当然でございます。ただ、最高裁の判決といえども御承知のように変わることをあるわけでございます。選挙権が基本権であると考えるかどうかにつきましては学者の間にも御承知のようにいろいろ意見がございす。あのような判決がございしたけれども、私も、いわゆる選挙権は選挙資格であり、被選挙権といわれるものは選挙の資格でありまして、いわゆる自然権ではない、法律によって与えられた資格である、こういうような考え方をとつておるわけでございまして、別に憲法の規定を尊重するとか尊重しないとかという考えではなく、憲法の解釈として私どもはかように考えて、このような立法をいたしたのだと、こう申し上げておるわけでございす。

○大川清幸君 ちょうど時間になりましたからこれまでにしておきます。

○委員(上田稔君) この際、お諮りいたします。

委員外議員青島幸男君及び中山千夏君から本法律案の質疑のため発言を求められておりますので、これを許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上田稔君) 御異議ないと認めます。

それでは、まず青島君に発言を許します。青島君。

○委員以外の議員(青島幸男君) まず、自治大臣にお尋ねをいたしますけれども、選挙制度について最も早急に手をつけなければならぬといふれば、さまざまな問題がありますけれども、衆議院で最高裁の違憲判決がなされております。定数は正の問題が先ではなからうかという気がするので、優先順位から言つてこれがまず焦眉の急ではないかという気がするので、その点について

はどういうふうに対処なさるおつもりですか。

○国務大臣(世耕政隆君) 従来から、この定数は正は衆議院でときどきなされてきております。

昭和四十七年の総選挙について最高裁の違憲判決がありまして、ただその四十七年の選挙には出たのでございすが、その次の五十年でしたか、五十年にすでに定数改正——この四十七年の違憲判決とは関係なく、五十年に定数の改正が各党間の合議の上でなされたといういきさつがございす。その後改正はやつておらないのであります。先ほどの御議論のあれで、そのいきさつをお答えておいたわけでございす。

参議院の方は、地方区の訂正の問題がときどき出て論議されているところでございすが、これもなかなか非常にむずかしい複雑な因子が入つておりまして、なかなか思うように進まないもので、これはむしろやはり各政党間のいろいろな事情を勘案して、十分に御検討いただいた上で改正すべきは改正すべきであらう。ただし非常に困難である。このことを私どもは考え、常に念頭に持つているものでございす。

○委員以外の議員(青島幸男君) このままの状態では推移いたしますと、やがては地方区の問題にも大変なことが生じてまいりまして、ついに憲法上のつとてない、正規に認められないような議員さんによって立法院が構成されるというようなことになりまして、そこでつくられた法律自体が違法性を持つていふことになりまして、行政府がその法律を守つていふのかどうかということと疑問が出てくるようなことで、はなはだしき混乱が生じるわけですね。

確かに、地方区の場合偶数制をとつておるといふ実情などありまして、それこそ各党間の利害が非常に絡み合つておりますので、早急に手をつけられないといふ実情はわかりますが、このまま放置しておいたらますます混乱の度を深めるということから考えまして、緊急に対処すべき筋合い、あるいはどう対決したらいいのかということ、自治省としては当然早急に御勘案いただかなければ

ならないことだと思ひます。重ねてお尋ねいたします。

○国務大臣(世耕政隆君) ただいま二、四、六、八といったような偶数制がこの参議院地方区の定数になつているところでございすが、これは人口の比率からやつていくと、今度は逆に奇数になつたりいろいろするわけです。全部偶数に修正しろという御意見も強いわけだし、普通の数の正常なあれでいくと奇数になるような部分も出てくる。そうすると、奇数ではぐあいが悪いから、じゃ選挙区の区域をもうちょっと縮めたり広げたりして、隣の県にまで入つていくかどうか。大変実際は、現実には非常に困難なむずかしい問題が横たわつていふのが事実でございす。

そういうことで、なかなかむずかしい問題が非常に山積してございまして、ここで自治省の方でやつたらいじやないかという御意見が出たことも確かでございますが、これはヒトラーみたいな人が出てくればこれは別なものでございすが、なかなか民主主義の社会の中ではそういうこともあり得ませんで、われわれの方もこの取り扱いについては非常に困惑を感じていふところでございますが、やはりこれは政党間の、一番選挙というものは政党政治の基盤になるところでございますから、どうしても各政党のお知恵を拝借した上で、十分論議された上で改正すべきは改正すべきではないかと、そういうふうな方向に私どもは考えておる次第でございす。

○委員以外の議員(青島幸男君) 確かに、選挙制度の問題などは各政党の消長、あるいは国民の、あるいは民主主義にとつて重大な問題でございすので、さまざまな論議が重ね上げられた上で解決しなければならぬ問題だ、おっしゃるとおりだと思います。それにいたしましては、今度提案されましたこの改正案はどうもその方向のつとて行われてないように私は感じます。

今度提案者にお尋ねをいたしますけれども、いま自治大臣が言われましたような背景は民主主義のルールの上では一番大事なことだと思ひます

ね。もうきわめて基本的な背景からお尋ねいたしますけれども、憲法で国会が衆議院及び参議院で構成するといふことになっておりますけれども、衆議院と参議院の違いにつきましてはこの委員会でも論じられてまいりました。基本的なことを簡潔にお答えいただきたいと思ひます。どこがどう違ふのでございしょうか、衆議院と参議院は。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 先般も、前委員の御質問であつたかと思ひますが、お答え申し上げますように、予算関係のことにつきまして、衆議院が優越をいたしておりました。また議院内閣制との関連で、内閣総理大臣の指名の問題でございすとか、不信任議決の問題でございすとかいふことは衆議院のみに与えられておる権限でございす。そういう面では衆議院が優越するというのが現在のわが国の二院制度のためであり、ただ憲法改正のように重要な問題の発議につきましては、衆参両院に同じような権限が与えられております。

以上のようなことが、両院の憲法上におきます権能の面から見た重要な違いではなからうかと思ひます。

○委員以外の議員(青島幸男君) それはそれで私もそのように承しております。

ただ、参議院はどういう役割を持つべきであらうか、衆議院はどういう役割を持つべきであらうかといふことが立法された当初からさまざまに論じられてまいりましたが、衆議院が積極的に政策論議を闘つていふところであれば、参議院はそれの行き過ぎをあるいはチェックするところとしての存在を高めなければならぬだろう。そのゆえに、せんだつての委員会でも衆議院と参議院と異なる発言しておられましたが、衆議院と同じようなものにならぬようにしなければならぬだろうという配慮が十分になされていふと思ふんですが、今度の改正案ですと全く同じものになりはしないかという懸念が皆さんにあるわけです。同じものにならないようにという初めから配慮がなされていたの

に、その線にのっとった検討がなされているんではないというふうな認識をしますね、私どもは。全く同じものができてしまう可能性はあるわけですよ。

わすかに無所属が出てくるすきかあったのか全国区なんですね。この全国区から無所属が出ることを排除してしまう。しかも地方区からも現に無所属の議員さんが出ておられます。しかも、今度この制度が具体化されるようになりますと、地方区からもそれぞれの政党がお立てになるかもしれないね。そうすると、地方区から無所属の議員さんが出なくなるという可能性は全く排除されちゃうんじゃないですか。そうしますと、全国区からも地方区からも無所属の人が出てくる可能性を全く排除してしまうということはいかがかと思えますが、どんなものでしょう。

○委員以外の議員（金丸三郎君） 今回の改正に關しまして、また現在の参議院の制度に關しまして、大変重要な点に触れたお尋ねでございますので、あるいは十二分にお答えができればなるかもわかりやうかもしれませんが、率直に申し上げたいと思います。

先般、前島委員が憲法の改正から現在の参議院の全国区の制度、それから参議院の選挙制度がつけられるに至つたいきさつ等について詳しくお尋ねがございました。私よりも詳しく申し上げたつもりでございます。いろいろな経過がございまして、参議院の選挙制度としては、現在の地方区とそれから個人本位の全国区の制度になり、被選挙権の年齢は三十歳として、衆議院と異なつておることは御承知のとおりでございます。

今回 私どもが改めようとしたしておりますのは、地方区は従来のままで、全国区につきましては、選挙の方法を改めようとしておること、その点に關します限り私どもは参議院の機能等を全面的にこれによつて改めようとするものではございません。従来、全国区がございますから無所属の方がお出になつておる、これも厳然たる事実で私はあると思います。

しかし一方、昭和二十年代には二百名からの立候補者がございました。現在は百名前後になって

おります。私は、これは全国区の選挙が政党政治になつてまいった結果だ。そして昭和二十年代には十数万でも全国区に当選できましたのが、今日では六十万、七十万票でなければ当選でなくなつた。きわめて特殊な才能をお持ちの方以外は全国区にはなかなか個人本位の選挙制度では当選ができなくなつてきた結果であらうと思います。かつ、地方におきましても全国区におきましても、したがつて選挙そのものは政党的に行われるようになってまいり、そして全国区につきましてはりつばな無所属の方もいらつしやいますけれども、現実には大変な金がかかり、大変な選挙でございます。八千万を越す大きな選挙区で数十名の入を直接に選ぶという選挙制度は、私は世界じゅうどこを探してもないと思います。

これが私は、個人本位の選挙制度としてのわが国の参議院の選挙制度の特色であると同時に、また一番の問題点でありまして、これから生じますいろいろな弊を是正するためには、やはり政党選挙の現実を踏まえて、そして政党本位の名簿式の比例代表制によりますことが民意をできるだけ正確に参議院の全国区の中に反映する一番いい方法ではなからうか、かように考えた次第でございます。

○委員以外の議員 青島幸男君）しかし、まだ三十五年しかたっていないわけですね。その中でも、いまおっしゃられたようにいろいろ情勢の變化があったわけですね。今後、十年後あるいは二十年後、またどう変わるかわからないわけですよ。自然にいまの現状のまま置いておいても、案

にいい制度として残っていく方向を進むかもしれないじゃないですか。それを、現状がそうだからといって、いまこの世代だけで、せっかく鋭意努力して先輩方が考案されてそれを積み重ねてきたこれまでの努力というものを、現状がそうなっているから、現状が都合悪いからというだけで、将来を展望することなく、ここでいま急遽変えてしまうという必要があるでしょうか。このまま推移したら、ますますそのままになって、現状よりもますます悪くなるんだということを提案者は断言で

きますか。わからないじやありませんか。それは
やつぱり思ひ上がりだというふうにししか私は認識
できないのですが、いかがなものでしょう。

（委員以外の議員（金沢三郎君））繰り返し申し上げておきますように、参議院の制度の改革につきましては、地方区の定数は正の問題もございますけれども、やはり参議院の全国区の制度をどうするかということでございます。私はここ十年以上この点がわが国の衆参両院の選挙制度の改革の論議の中心になってまいっていると思います。

（発言する者多し）

○委員長(上田稔君) お静かに願います。

○委員以外の議員(金丸三郎君) したがいました、おっしゃいますように、現在と将来と比べて、まだ三十数年しかたないからもつと続けてもいい

いじやないか、確かにそういう御意見もあるうかと思ひますけれども、私どもはこ二十年あるいは十年以上の過去のわが国におきます選挙制度改草の議論から顧みますというと、全国区の改正についていま結論を出しますことは決して早急といふふうには考えておりません。相当に私どもは議論されてまいった問題だと、かように考えます。新しい制度をつくつてそれで保障ができるかどうか、それは神様でございせんからわかりませんけれども、私は日本の現状からいたしますならなれば、いろいろな弊害を除去できて、そしてまたより参議院にふさわしい人を得られやすくなるのではなからうか、かように考えております。

○委員以外の議員(青島幸男君) いまおっしゃら

れました改革の問題がずっと国民的に論議されてきたかどうかの問題につきましては、後ほどまた改めてお尋ねいたしますけれども、いま参議院にふさわしい方がどうのこうのとおっしゃられますけれども、現に参議院にふさわしい方というのはどういふ人なんでしょうね。（「青島だ」と呼ぶ者あり）私は大変ふさわしいと思っていますよ。先ほども大川さん言われましたように、大変有為な方がこの拘束式比例代表制で出てこられるかもしれないですね。しかし、有為な方が出てこられて

も、先ほどおっしゃられたように党議拘束の厳しい中でその有為の人の人材の特異性とか、そういうものは全く保障されないでしょう。(発言する

老多し

○委員長（上田稔君） 静かに願います。

○委員以外の議員（青島幸男君） 現実の問題とい
たしまして、いまあなた方がこうやって改正案
を提出していらつしやいますけれども、自民党の
中にもいまだに根強く反対だということを、公式
にはおつしやいませんが、思っている方がおいでに
なりますね。個人的にお話し合いをしてみます
と、賛成なさつていらつしやる、あるいは対案を
考へていらつしやる。社会党の議員さんの中に
も、比例代表制というものには疑点が多い、賛成
しかねるという御意見をもちの方も多数、あえ

て多数と申しますが、多数おいでになることも事実でございます。そういうふうな中でこの考え方を推し進めるというのは非常に私は傲慢といえますか、現にそういうことで迎え入れられて、党議拘束というものの中でがんじがらめになつて、せつかくの才能を発揮することもできずに失意のうちにこの参議院を去つていかれた方もおいでになるじゃありませんか。政党政治というのは究極は数の政治でしょう。どういふかつこうでお招きしたにしろ、採決要員でしかなくなつてしまふじゃありませんか。そういうことで、せつかくお迎えした有為の人の才能はどの点で発揮されるのですか。全く違ふ意見を持つことはできないわけでしょう、政党の中に所属したら、(二)自民党へ

入つてこいよ」と呼ぶ者あり）ああいう方はふさわしい方だと思つていらつしやるんですか、あなたは。その点もう一度明確にお答えいただきたいと思ふんです。

○委員以外の議員（金丸三郎君） 私は、現在の参議院の方々が参議院にふさわしくない方とはちつとも思つておりません。

私どもが提案をいたしておりますのは、よりとさわしい人材がより得やすいようになるのではないか、これが私どものこの拘束名簿式をとつてお

るゆえんでございます。党議拘束の問題もございますし、これは党の良識と申しましょうか、わが国の各政党の今後の運営の問題と申しましょうか、党の今後の考え方、また、参議院議員として私どもがお互いにどのように参議院を機能させていくかを考えていく過程において解決をしまいたるべき重要な問題ではなからうか、かように存じます。

○委員以外の議員(青島幸男君) 運用の問題としてさんざん苦労して積み重ねてきても、なかなかできないというのが実情でしょう。だからこういう問題が出てきたのじゃないんですか。参議院議員として最もふさわしい人というのは、この参議院の持つ機能を推し進める、良識の府としての機能を回復させるような、つまり自由な発想と行動が保障されている人、そういう方々の集まりでなければならぬはずなんです。現実だめだからといって後退してしまつて、固定化してしまつていうのは最もよくない方だと思ひます。理想的に言えば特定の政党とかあるいは団体の支援を受けてない、受けないで出てこられる人、そういう方々の後ろにいる人たちの顔色を見たりしないで、個々に自分の考え方が自由に伸展させられる、展開させられる方々が一番望ましいのじゃないですか。だったら、やっぱり常に理想は高く、現実はそのうでないにしても、理想は高く掲げておくということがわれわれ議会の責任じゃないのですか。その点を踏まえられてどうお考えになりますか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 結局たゞいまの御意見は、現在の個人本位の選挙制度を続けた方がいいのではないかと、その方が党議にも拘束されず自由な意見を述べられる参議院が得られるのではないかと、私はそのようなふうに感ずるのでございます。まさにその点でございます。そのように考えるか、現実にはわが国の参議院の全国区の制度は、先生方のような特殊な才能を持つていらっしゃる方だけが特別に選ばれておいでになるの、平均的な候補者は、団体がバックにあるか、

何らかのものがなければなかなか出てこれにくいです。これが政党であるとか団体であるとかいうようなことになり、そして三十年の経過の間に今日政選挙になってまいつてきておるのだと、私はこのように思ひます。これは個人本位の選挙制度をどのように評価するかという問題だろうと思ひます。

私はそのことを否定するわけではございませんけれども、現在までのわが国の参議院の選挙の実際からいいますならば、やはり政党本位にし、そしてできるだけ党の内外から人材を選んで、党が主体になって国民に訴えて、人材を参議院議員として出して参議院の活動ができるようにすることの方が現在よりもベターではなからうか、少なくとも私どもはそのように考えておる次第でございます。

○委員以外の議員(青島幸男君) 私はそのように考えないので、どうも意見が合わないのは当然だと思ひますけれども、翻つて考えますと、趣旨説明の中で、いま有権者にとって候補者の選択が著しく困難である、改正案で候補者の選択が容易になるといふふうにおっしゃられますけれども、どういう点で容易になるとお考えなんですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 先ほども申し上げましたように、昭和二十年代は実に二百名前後の全国区の候補者がございました。現在でも百名前後でございます。その中から五十名の人を選ばうでございますが、有権者は一人の名前しか書くことができません。有権者のサイドから見ますと、その百名前後の候補者に会つた方あるいは話を聞いた方、これは多くの場合はほとんどないのでありまふ。ないままで百名ぐらいの候補者の中から一人を選ばなければならぬので、有権者の立場から見ましたら、地方区の選挙、衆議院の選挙、知事の選挙、府県会議員の選挙、市町村長の選挙、市町村会議員の選挙、わが国のあらゆる選挙を比較してみました場合に、全国区の制度ぐらい有権者サイドから見ると候補者のわからない

制度はない、私はこのように考えます。それを今度には政党が責任を持ちまして候補者を選択するわけでございますから、私は国民のあるいは有権者のサイドから見ましたらいままでよりもわかりやすい、このように考えております。

○委員以外の議員(青島幸男君) だからといって、政党が決めるのだとすれば直接選挙にならないじゃないか、憲法にそぐわないじゃないかという反論に対しては、いいえ個人の名簿を選挙前に明示してありますから、それを読んで認識していただきますといつもお答えになつていらつしていただきました。そうなりますと、従来にもまして繁雑になるのじゃないですか。政党が掲げられた名簿をやはり有権者は全部見なければならぬわけでしょう。少なくとも見ることを提案者は希望しておられるわけでしょう、憲法のたてまえから言つて。そういたしますと、各政党が、ざりざりよりも最低このくらいまでは票が集まつて当選するかもしれない、しかしあと何人かはうまくすれば入れるかもしれないということ、何人か上乗せします。各政党が何人か上乗せするわけですから、そうすると、五十人しか当選しないにしても、七十名、八十名、あるいはもっと多くなる可能性もありまふ、当然。そうなりますと、有権者は、一人一人の方々がどの政党のどのくらいにランクにお出になつてゐるのかということを確認して投票しなければならぬわけですよ。その上、従来の個人投票になつてゐる方が、この方はあの政党でこういう考え方をしている人かと思つたのに、この政党の推薦によつて名簿に載つておる、それは私はイメージが違ふ。また考え直さなければならぬわけですね。そうなりますと、よけい繁雑なことを強いることになりはしませんか。その点はどういうふうにお考えになつていらつしてゐるのですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 名簿は選挙の期日が公示になりましたから届け出られますので、公示に有権者が候補者を知るの、選挙の期日の公示があつてからでございますけれども、私ども

はやはり相当以前から各政党ごとに候補者は選定が行われるようになるのではなからうかと思つております。また同時に、政党が候補者につきましてやはり国民に知つていただく努力は行われるわけでございます。有権者の立場から見ますと、個人個人を選ぶのではなく、政党を選ぶわけでございますので、有権者の立場からAという候補者、Bという候補者は一人一人だれがいいかというのではなく、各政党ごとの名簿を見まして、どの名簿が一番いいと考えるか、私はこれが一つの基準になつてまいるのはなからうかと、かように考えます。そういう点からいまして、現在よりも有権者が選択に困難をするということはないのではなからうかと、私はそのように判断をいたします。

○委員以外の議員(青島幸男君) それはあなたが判断するだけですよ。それは平たくどなたにお考へいただくように願つても、ますます繁雑になるということとはわかり切つた話じゃありませんか。いままでの方が簡単ですよ。ざりざりある名簿の中から、ざらつと見てだれがいいかなと、一人決めればいいわけですよ。それをあなたがおいしやるやり方だと、各政党についてメンバー表を見なければならぬ、しかもその順位も見なければならぬ。そうすると、あの順位だと当然この政党に入れた人もあの人を選ばせることにはならないだらう、私の一票は私のイメージに描いたA党の八番目の候補者を当選させることにはつながらないだらうと、そうした場合どうすればいいんですか、棄権すればいいんですか、改善の策をどうして考えるんですかね。いかにげんに政党で決めればよいやと、こういうことを国民に強いるわけですか。二重にも三重にも努力を強いることになりはしませんか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 有権者の多くの方は、私は平素およそどの政党を支持するかというお考えは持つておいでであらうと思ひます。中に迷われる方も、あるいはまた無所属の方ももちろんありまふけれども、私は有権者の立場か

から見ますという、やはり百名ぐらいの中について一人一人を識別いたしますよりも、責任ある政党が候補者を選定して選ばれるわけでございますから、いろいろ順位等の問題もございましょう。それは有権者のサイドで判断をなさっておいていただければ、私は従来よりもむしろかくなるように思っています。私がそう思うというだけで、それはおまえの勝手だとおっしゃれば、あるいはそのとおりかも知れませんが、私は政党が責任を持って候補者を選定して、そして国民に提示をされるわけでございますから、各政党ごとの名簿をセツトでよく有権者は見て、どの党に投票するかをばお決めになればよろしいので、現在よりもそう繁雑になるように思いません。

○委員以外の議員(青島幸男君) そのことがもつと大事なことを失わせるかもしれないです。この参議院の全国のそもその立法の趣旨というのは、それは全国的な組合の組織とか、あるいは職能代表というような方が日ごろ日常活動の中で、あるいは団体のために活動なさるもの結構ですが、その活動を通じて、大体全土にわたってあの人が日ごろどういうことをお考えになつて、何をやりになつて、これからどういうことを目的に生きようとしている人かということ、少なくとも北から南までの有権者の中である程度コンセンサスが得られているという人が立つてあろうというのを想定していたのじゃないですかね。だから当初、推薦制なんということも考えられていたのじゃないですか。だからこそ支援団体なりがなくても当選できる人もいますし、あるいは職能代表として当選してこられる方もおいでになるというのを想定して、地域代表とか政党代表というようなことばかりじゃなくて、そういう国民的な規模に立つて判断ができるという人を参議院に迎えられるためには、全国区という制度が必要だということを立法の趣旨では考えていたのじゃないですかね。

しかも、それが出てくる可能性がまだ現状あるのに、それをつぶしてしまうということをしようにして、勝手なことを申し上げるようで恐縮ですが、私も、それもある御判断ということになつてしまふんですが、芽を摘んでしまわれるということ、しかもそれが立法の趣旨と全く反対の方向で決せられてしまふということは大変残念に思ふんですが、いかがなものでしょうか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私は、全国区の制度が考えられた際、国会等の論議におきましても一部には非常な危惧が持たれておりました。昭和二十年代から三十年代に入り、現在に至りますまで、繰返し申し上げるようでございますけれども、参議院の全国の投票は、いわゆる個人本位からほとんど政党本位あるいは団体本位に変わつてきておる。これは昭和二十年代に考えられた以上に政党化あるいは団体化と申ししましうか、に変わつてきてしまつておる。純粹に個人として当選なさる方は、先生方のようにきわめてまれな方々だけでありまして、これが私はもう偽らざる現実ではなからうかと思ひます。

だから、先生方のような特殊な才能をお持ちの方が出られるように現在の制度を維持した方がいのか、団体選挙であり、政党選挙であり、かつ非常な多額の経費がかつておりますので、政党政治の現実を踏まえて、政党ごとの拘束名簿式の比例代表制によつていろいろな弊害を除去することの方がよろしいのではないかと、これが私どもの立場であり、先般もどなたかでありましたかに申し上げたかと思ひますけれども、個人本位の現在の制度を存置すべきだというお考えの方と私どもの考え方、いわばこれは価値判断の違いかと思ひますけれども、そのどちらを選ぶかというのがぎりぎりの問題ではなからうか、私どもは三十数年の経過を踏まえてみまして、この制度の方がよろしいと、このような結論に相なつた次第でございます。

○委員以外の議員(青島幸男君) 個人選挙の問題と、それからもう一つ政党化、団体化が進んでいくということをおつしやいましたね。これは別の問題だと思ひますよ。いまおつしやられましたのは、二十年のころには考えられなかつたほど団体化が進んできたとおつしやいました。そうなりますと、団体の代表が自動的に当選するということもあるいは道としてあるわけですね。幾つかの団体が統合するということも可能でしょう。それで、政党化、団体化を一括しておつしやられていまして、政党化、団体化は別ですよ、これは。団体化が進んでくるのだつたら、それも結構じゃありませんか。全国を統断する団体があつて、その団体のために活躍してくれて、日ごろ何を考え、何をしようとしている人か団体のメンバーはみな知つておる。しかも、その似た種類の団体が幾つか統合して十分、三十万、五十万という票が集まる可能性はある。そうしたら、お金を一銭も使わなくとも当選できる可能性はあるわけですね、団体化が進んでくる現状でございますので、おつしやられましたよ。それまで封じてしまわれるわけですか。その団体の幾つかによつては政党としては分かれているところもあるかもしれない。政党化が進むのと団体化が進むのとは別のものです。それを一緒に論じられていられるところにもちよつと矛盾点がありますよ。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私の表現がまずかつたのかもわかりませんが、政党化が進んでいられるのは現実でございます。また、団体と申しますのは、いろいろな経済団体もございまして、宗教団体もあり、また労働の団体もあるわけでございます。これらの団体が必ずしも一つの政党だけを志向しているとも言えないわけでございますが、現在の全国区の選挙に立候補なさる方を見ますと、政党に所属しておいででございますけれども、ほとんどの背後には経済団体のバックがございまして、労働組合というバックがございまして、あるいは宗教団体があつたりいたしました。私は、政党が団体かと申したのはそういう意味でございます。

昭和二十年代の参議院制度をつくりましたころは、職能的な代表という考えが相当ございました。これは団体化がその一環であるかも知れませんが、それはそれとして否定するものではございませんが、そのようなふうな団体のバックなしには個人としては出られなくなつた、これが私が申し上げたい点でございます。政党化イコール団体というわけじゃ決してございませんけれども、政党が候補者を選ぶでも、その候補者の背後に団体がある。別の言葉で申しますならば、集票能力というものが候補者の選定の大事な要素になつておる。そういうふうになつて、参議院の全国区の制度が変わつてまいりまして、純粹に個人の能力と申しましようか、だけで全国区に当選のおできになる方はきわめて例外的に少なくなつてまいりましたので、私どもはその現実を踏まえて、政党本位の比例代表制を採用したらどうか、こういう結論になつたという次第でございます。

○委員以外の議員(青島幸男君) 政党が有権者にかつて候補者を選ぶから容易になるだろうというお考えのようですけれども、果たして有権者が政党にそれほど全幅の信頼を置いておるかどうかという問題ですね。提出案についてもわかりませんが、一審熱心に推し進めているのはみづから制度改革に深い心かかわりのある人ばかりじゃありませんか。この現実を見ても、名簿順位というのは現職優先になるだろうし、有為な人を推すというところですけれども、当選圏外に票集めのためには、もう目に見えていられるような結果になりはしませんか。派閥とか権力争いの場になりはしませんか。それは再三同種の質問がありまして、提案者は、そんなことはないんだ、運用の面でちゃんとうまくいくことを期待している。それは期待するのとは結構でございますけれども、現実の問題としてこうなつていられるわけですよ。期待どおり動くとは限らないと思ひますが、いかがなものでしょうか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私も決して安易に期待をいたしておるわけではございませんが、制度としてこのようなもので成立をいたしましたならば、政党はやはり国民に訴えて、自分の政党の力を伸ばし、自分の考えておる政策を実現したいわけでごさいますから、私は国民の支持が得られるような努力がなされるのではなからうか。これは甘い期待とおっしゃればあるいは甘い期待かも知れませんが、もしこの法律が成立をいたしましたら、政党ごとにも名簿をつくるという方法で候補者を選び、また国民の支持が得られるように候補者が選ばれるような努力が行われるであろう、これを私は政党の良識に期待すると申しておるわけで、甘いとおっしゃればあるいは甘いのかもわかりませんが、法律が成立をいたしましたら私は私ほそういうふうになつてまいるのはなからうか、こういうふうになつておるわけでごさいます。

○委員以外の議員(青島幸男君) それは大変に金丸先生は楽楽でいらつして、そんなふうな物事はうまく運ぶと大変結構だと思つたのですが、そういうふうな運んでいくようだったら、この改正案なんか提出なさらずに済んだのじゃないですか。もつと運用の面でうまくいくとすれば、参議院は良識の府として確固たる地位を得ていたのじゃないのですかね。改革協議会などというの、何回も何回もそれこそ優秀な方々が集まつて議論なされてきたわけですね。しかも、おたくの政党の衆議院の御意向だけで一蹴されたのではありません。そういう現実を踏まえてお考えになつていただきたいのです。法案ができる前ですからそう悠長なことを言つておられますけれども、できてしまえばそうなるのじゃないですかね。その辺は私は提案者ほど楽観的に考えられないわけですね。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私も決して安易に期待をいたしておるわけではございませんが、制度としてこのようなもので成立をいたしましたならば、政党はやはり国民に訴えて、自分の政党の力を伸ばし、自分の考えておる政策を実現したいわけでごさいますから、私は国民の支持が得られるような努力がなされるのではなからうか。これは甘い期待とおっしゃればあるいは甘い期待かも知れませんが、もしこの法律が成立をいたしましたら、政党ごとにも名簿をつくるという方法で候補者を選び、また国民の支持が得られるように候補者が選ばれるような努力が行われるであろう、これを私は政党の良識に期待すると申しておるわけで、甘いとおっしゃればあるいは甘いのかもわかりませんが、法律が成立をいたしましたら私は私ほそういうふうになつてまいるのはなからうか、こういうふうになつておるわけでごさいます。

意思形成の媒介として重要な機能を果たしている「こうおつしやられてゐるわけですね。そうなる」と衆議院にはそれは当てはまるかもしれないけれども、衆議院からそれをやるということをやまず考えないで、いきなり全国区だけに持つてきたというところも、いかにそのものではないのだけれども、その辺、いかがなものではないか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) まことにごもつともな質問と存じますけれども、衆議院の選挙制度は、衆議院の選挙制度だけで改正を行うのにもこれは大変な問題でございまして、やはり時期が熟し、案についていろいろ話し合いが行われなければなりません。衆議院の選挙制度自体もそうでございますが、衆議院の定数は正の問題につきましても、これもなかなかいろいろ問題がございまして、したがって、それを先にしようと思つても、いつできるか、これは見当がつきません。

参議院の全国区につきましては、繰り返し申し上げておりますように、私もはもう十数年来のいわば議論が続けられており、いろいろな意見が出ておりますので、自民党として案をまとめまして提案をすることが適当であらうと考えてまして、提案をいたしました次第でございまして。

○委員以外の議員(青島幸男君) 参議院が政党内化する現実があるから仕方がないんだというおつしやり方をいつもなさいますけれども、参議院が政党内化したのは現在結果としてそうなつてゐるのではありません。本来で得ればそうならない方が望ましい、そうならない方が参議院の使命を達成するには都合がいいのだれも思つてゐるのじゃないですか。歴史的にもそうなつてきておりました。結果として、しかしそうなつてゐるからといって、現実の経過と過程を結果に合せてしまふというのはいかにも思ふのです。これは本末転倒と言ふべきではないかと思ふのです。結果として参議院は衆議院のコピーになつたのだから、それじゃ参議院をなくしてしまふと言ふのと同じ議論じゃないですか。そうとしか考えられませんか。

がね。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私は、参議院の現状は直接選挙という制度をとつておる結果であると思つております。世界各國の上院制度もまことに種々まちまちでございまして。任命制とか何とかあれば、特別な間接選挙の制度でもあればあるいは別かも知れませんが、現在のよう直接選挙の方法を継続いたしてまいります限り、政党内化は今後も避けられない。これを避ける方法は直接選挙の制度をとる限りは私はない、かように考えます。

これが今回このような私どもが結論をとつた一つの根本的な、従来の経過と将来を見通しての結論でございまして、従来の経過と結果を見て、その現実の結果に合わせるんだということでは決してございせん。今後将来のことでも考えますというところ、この方がいいのではなからうか。少なくとも参議院について直接選挙の方法を維持します以上はこの方がよりベターであらう、こういう考え方でございまして。

○委員以外の議員(青島幸男君) ところが、現実の問題としては支持政党なしという層が年々選挙ごとにふえておるわけですね。ですからおつしやられるようなことは、そう決めつけられる問題ではないような気がいたします。ますますふえてくる支持政党なしの票を、それではどうやって救いになるのですか。これは何回もそういうことをお聞きしますけれども、やむを得ないと、こうおつしやるのですかね。無所属がはじき出されるのもやむを得ない、公共の福祉のためにはやむを得ない、十二条ですか。何ですか私がここにいること自体が公共の福祉に反するよう、大変に恐縮に思つてゐるのですけれどもね。

すると、支持政党なしという方々にも政党に投票させることを強要なさるわけですから、やむを得ないということ片づけてしまわれるわけですか。それはこれだけの大きな選挙制度の改革については余りと言へば暴論ではなからうかという感じがいたします。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私どもは、先生方が特殊な才能をお持ちになつて参議院で御活躍になつておることは敬意を表しこそすれ、変な考えはいたさず持つておられます。私どもは少し現実論を申し上げるのかわかりませんが、けれども、現実を踏まえて、そして今後のことを考えてみます場合に、やはりわが国では政党政治によつて、政党本位によつて選挙が行われることの方がわが国の少なくとも全国区に連関をいたしますいろいろな問題を避けるのではなからうか、かように考えるからでございまして。無所属、どの政党にも属さない、政党を支持しないという有権者があつても、これは私も承知いたしております。それが年々ふえておるとは必ずしも私どもは思ひませんけれども、そういう人があることもこれは現実でございまして。現実でございまして、わが国の選挙あるいは政治全体から考えまして、国民の意思が参議院の全国区にできるだけ適切に反映されるような比例代表の制度をとり、選挙にまつわる弊害が同時に除かれるのであります。そういう考え方でございまして。

○委員以外の議員(青島幸男君) ところが、現実の問題として、いま政党内化の得票数と議席数というのとは現行の全国区で一番理想的に行われてゐるのじゃないですか。それはそのままほうっておいてもいいような気がいたしますけれども、しかも支持政党なしというの、この間も他の委員が発言なすつておられましたけれども、無関心だから支持政党なしではない。非常な関心を持つてゐるのだけれども、信頼に足る政党がない、決めかねてゐる、あるいはそれらの政党に対する批判票だ。地方区の選挙と全国区と同時に進められまう。余り地方区の選挙の締めつけが厳しいから、上役からは言われる、近所から言われる、親戚から電話がかかってくる、おかしな人からいろいろ言われる、わかつたよ、それじゃ全国区の方は自分の好きに入れようじゃないかというので、息抜きに全国区の方へつい本音が出るというケースがあると

いうことさえ聞きますね。そうすると、実際に有権者の本音というのは全国区にあらわれているのじゃないかという声もありますが、それは私の勝手な考え方でしょうか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 有権者が地方区と全国区に投票なさる心理は、非常に私はいろいろあると思います。私の承知いたしておりますところではまた逆な例もございます。地方区よりもむしろ全国区の締めつけの方が厳しい、業者の団体によりましては、業者を集めてまあ金丸に入れると、こういうような指示があるというふうなことがあり得るのではないかと、だから地方区の方が割りつけが厳しいとか全国区の方が緩やかだとか、これは私はやっぱり一概には言えないのではなからうかと思えます。

○委員以外の議員(青島幸男君) あるいはそういう意見もあるでしょう。それは私の意見をお認めいただきたいのと同じように、金丸さんの御意見も拝聴いたします。

大臣お戻りになりましたので、所管のことですからお尋ねいたしますけれども、実際の現行の全国区の選挙に一般の有権者はそれほど不満を持っているという認識をお持ちでしょうか、どうなんでしょうか。その点をどうお考えでしょうか。

○国務大臣(世耕政隆君) 実はこの前の選挙でしたか、私はタクシーに乗って運転手さんに、ちょうど全国区の選挙の最中で、だれに投票するのねと聞いたら、自分はあまのじゃくだから青島さんに投票するんだというような答えでありまして、どうしてねと言ったら、どうもだれも入れるのはいないから青島さんに入れるというふうな、そういうことでございます。私は、やはりこれは入れないから青島さんというのと、それから全国区の場合は特にそうですが、有権者の方から見ると候補者をどれを選定していいか、雲かかすみのような感じを持っているのではないかと。これは全部じゃございませんけれども、そういうものが一番根底にあるのは確かで、その上にだれだれに入れるとか、組合とかいろいろな団体とかそういうところ

からの指定で投票する、こういうのが現実ではないかと思っております。

○委員以外の議員(青島幸男君) いや、ですから、一般の有権者が現行の全国区の選挙のあり方について、どうもやりにくくしてしまっているから、嫌だな、何とか直してほしいというふうな考えでいるのか、あるいはいまのままではしょうがないと消極的に思っているのか、どっちなんだろうと、どういう御認識をお持ちかということを知っているんです。

○国務大臣(世耕政隆君) もう少し輪郭をはっきりしてほしい、わかりやすい選挙にしてほしい、こういうのが主流を占めているというふうな思っております。

○委員以外の議員(青島幸男君) それはアンケートの結果なんかでそういうふうに出ているのもありますね。自治省はその点についてアンケートなんかをとったりして調査をなさっているはずだと思ふんですが、もしなければいいんですが、あればお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(大林勝臣君) かつて公明選挙連盟とかあるいは明の選挙推進協会の方で選挙の種類別に、関心のある選挙、関心のない選挙、こういう統計、世論調査というものはとったことはございますけれども、それぞれの選挙制度についてどう直すべきかというふうなアンケートはとった覚えはございません。

ただ、現在の全国区制の投票態度、こういうものを私どもが見ておりましたも、選挙期間中に投票所を数カ所拝見するわけでありますけれども、たとえば一昨年のダブル選挙の際でございますが、四つ投票記載台というものを設けてあります、参つてみますと、かなり長蛇の列をなしておりました、満員札だめというふうな投票所もございました。中に入つてみますと、わりあい衆議院あるいは国民審査、それから参議院の地方区、このあたりの投票記載台というのは非常にスムーズに流れておりますが、最後の全国区の投票記載台になりますと黒山の人だかりみたいになつてこ

になるわけでありまして、投票する際に、もう一度投票記載台の上にあります百名足らずの候補者を見ながら、だれにしようかと迷つておられる方もありますし、それからいろいろな組織で頼まれた方の名前をうる覚えに覚えながら、もう一度果たして正確にはどういう名前であつたかという確認をされておられる方もあつたのであります。投票記載台の中で全国区の投票記載台だけが非常に目について渋滞をしておつたところから見て、多数数の候補者の中から一人を選ぶというのとはなかなかむずかしいものだなという実感を持ったことはございます。

○委員以外の議員(青島幸男君) それは立候補者が多いですから、当然そのようなことはあると思ひます。だからといって、それが繁雑でとても投票行為をするには耐えられぬという筋合いのものではないと思ふのです。私も幾つかアンケートを拝見しました。しかし、アンケートも設問のしよ

うによつてさまざまな答えが出るんですよ。その一つのアンケートは、もし全国区の選挙制度に難点があるとすれば次のうちどれかというふうなことで、幾つか難点が挙げてあるわけなんです。それで、そういうことなしにつけたというふうな意味合いでおつけになったというふうな結果は私ども見ております。提案者の方々は、いまの現行の全国区の選挙のあり方について、国民、有権者の方々が不満に思っているに違いないということのアンケート調査なり、何か資料を根拠にお持ちなんではないかと、どうなんでしょうか。

○委員以外の議員(松浦功君) これまでございまして各種の資料を拝見しながら、個人本位の選挙を政党本位の選挙に改めるのがベターであるという考え方で、この法案をまとめたという次第でございます。

○委員以外の議員(青島幸男君) そうすると、何の資料も持ち合わせなくて提案なさっているわけですね。

○委員以外の議員(松浦功君) 全有権者に対してそういうアンケートをしたという実績は持ち合わせておりません。

○委員以外の議員(青島幸男君) それは私はそういうことを申し上げておりません。全有権者に対してアンケートをとるといふようなことは大変困難なことではないと思ひます。それはだれしもなかなかできることではないと思ひます。

現在提出されております、論議されております法案の審議ですね、現在この部屋で行われておりますこの審議について、どのぐらいの国民の方が関心を寄せておられるかと大臣はお考えになりますか。

○国務大臣(世耕政隆君) その輪郭は非常につかみがたいと思ひます。

○委員以外の議員(青島幸男君) そのとおりだと思います。私も大変その点を疑念に思ひました。

それで、提案者は繰り返し繰り返し、この問題についてはもう十何年も熱心に多くの意見を聴取し、また検討して研さんを重ねてきた、結果こういうことになったんだということをおっしゃられるわけですね。それはあなた方がお考えになったことでありまして、本会議場の趣旨説明なんかを伺つてみますと、現行全国区制度に対してあかま全有権者の中からほうはいとして不満が起つた、だから変えなきゃならぬというふうな言い回しでおっしゃられるわけですよ。私は決してそういうことではないと思ひまして、私の知り合ひなんか、いまこういうことになつていて忙しい、こういう問題がいま国会の中で審議されておつて、この問題について公選法特別委員会が非常に熱心な質疑が行われているというのを知つていますかとやうと、へえ知らなかつたという方が、私の周りにはがさつた人間が多いですから、多いのです。

私も非常に疑念に思ひまして、アルバイトの学生さんにお願ひしまして、ランダムサンプルで電話のアンケートをしてもらいました。これは学生さんのアルバイトによる私どもの調査ですから、

これをもつてすべてここに信憑性があるとは思いません。ただ、例としてお聞きいただきたいと思えますけれども、有効対象は二百でした。それで全く知らないという方は九五%でした。少しは知っているという方は五%です。十人の方です、対象二百人ですから。制度改革が行われているらしいねという御認識がある方は五人です。知っていた人、正確に理解していたかどうかわかりませんが、知っていた人は五人ということですね、二・五%。そのうち、その知っている人に意見を聞いたら反対だと言ったというのですね。二人は賛成かもしれないですね。二・五%の人がそういうことが論じられているらしいということを知っていたというのです。それは私としては予想外に大きい数字でした。

後でその学生さんたちと話をしてみました。そうすると、何だか電話をかけているのがむなしくなったというのですね、知らない人が多いので。ということとは、私は趣旨を説明してお願いしましたから、余りむなしいので何か知っていそうな人を選んでかけたケースもあるんじゃないかということなんです。こういうかつこうで、大方の有権者に深くかわりのある問題をここで勝手に決めちゃっていいのかどうかということです。知らしむべからず、よろしむべしというのでしようか。多くの有権者にとりましては、この法案が決まりまると、ある朝起きたら突然そうなるって、そういう認識を大多数の有権者をお持ちになるのですよ。ほんのささやかな私の調査で、これをもとに議論を展開しようとは思いませんが、こういう実態というのは、これは許されるのでしょうか。これは提案者にもお尋ねしますが、所管でございいますから大臣にも御意見を承りたいと思います。

いますとか、あるいは税の問題でございいますとか、いろいろなものと違いますが、物によりましては、私も専門と申しましようか、直接かわり合いのある私どもが政党として十分に吟味をして、そして国会の場で御議論をいただきますならば、私は国民に對しても責めは果たし得るのではなからうかと、かように存じます。

○委員以外の議員(青島幸男君) ですから、国民の代表である議員の方々がここにおいでになって議論に加わっていらっしゃるわけですし、審議されているわけですから、それは全く国民の声を無視して、ひたすら押し進めようとしているのだというふうには私は受け取っておりません。しかし、重大な関心を持っている議員さん方が熱心に御議論になるのは当然のこととして、しかしある朝突然そうなるって、有権者の方々の大多数が思うようなやり方ではないという気がするのです。フェアなやり方ではないという気がするのです。民主主義のルールにのっとったやり方ではない。もつと周知徹底せしめて、それは提案者としてもそう思いでしょう。多くの方々の議論を得て、少なくともこういう問題ですから、さまざまな問題を残してやりながら時間切れで強行採決というやうなことになるようなことは、政府と党に對して心からそういうことのないようにということをお願いを、皆さん方のために私はお願いいたしますけれどもね。

○委員以外の議員(金丸三郎君) できるだけ多くの国民に理解をしていただき、また私どもの議論もお聞きいただくことが理想かと存じます。存じますけれども、制度の改正の問題のいかんによりましては、たとえばグリーンカードの問題でござ

的にコンセンサスを得て全員一致で賛成してここへ法案の提出があるというふうには、全く世間は受けとめていないんですね。全く自分の利害に係る熱心な推進者の無理押しによってこの法案が通るとしたら、それは根底から民主主義を覆すものだと思いますが、その点の御認識はいかがですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私どもの党におきましては、いろいろ御意見がございましたけれども、議論をし、コンセンサスを得まして党議として決定を出したものでございます。個人的にはいろいろと御意見はあるかも知れませんが、私どもはここ数年の間、いろいろな案を持った経過はよくもう御承知のとおりでございますし、できるだけ党内の各種の意見を聞き、また聞かせながら得た結論でございいます。決して一部の者だけでこれを押し通そうというやうなことは決してございせん。

○委員以外の議員(青島幸男君) 私の目にはそのように映るのはひがみかも知れませんが、すべての有権者も含む日本の議会制民主主義、将来も含めた大きな目から見ますと、これは一部の人間だけで押し切ってしまったような問題ではないという認識はどうしても持たざるを得ないので、そうでないという確信をお持ちのようですから、これ以上追及いたしません。それは結構でございます。

次ですが、選挙に金がかかるからこの制度を何とかせにやならぬというのも改革案の論点の重大な一つの柱ですね。しかし自治省への届け出は、皆さん法定選挙費用以内で届け出になっていらつしやるわけですね。そうしますと、選挙に金がかかるのに自治省への届け出が法定選挙費用以内であることは、届け出自体が虚偽なのか、あるいはかかっているというのにはちまたのうわさであつて、実際にはかかっているのかという疑念は素朴に持つのですけれども、すべての国民は。その点はどうなんでしょうか。

し上げましたように、通常選挙の期日の公示がございまして選挙運動に入りますというところ、私どもは、金をかければ別でございいますけれども、限られた期間内でございますし、選挙運動の方法にも制限がございしますので、恐らく法定の費用の中でおさまっておるのかもわかりません。しかし、たびたび申し上げておりますように、北海道から沖縄までが選挙区でございまして、有権者も多うございいます。またいろいろな団体にお願いとかがあつたお回りになると、いわば立候補準備と申しましようか、選挙の期日が公示になりますまでの一年とか一年半の間に大変な金がかかっている。これが私には実情であると、こういうふうには先般も申し上げたつもりでございまして、この事実を私は直接に御経験された方からも伺いをいたしております。また、私は地方区の選挙でございまして、自分の体験から考えてみましても、立候補前の一年あるいは一年半という間に交通費とかあるいは通信費とか印刷費とか人件費の雑費とか、そういうものだけでも大変なお金が必要になる、私はそのように推測をいたしております。

○委員以外の議員(青島幸男君) それは当然のことだと思ひます。私は、政治家として事に臨む以上は、自分の政治信条、考え方を多くの人々に理解してもらいたいという政治活動をなさるのには当然のことだと思ひます。しかし、政治活動に金がかかるのであつて、選挙に金がかかるのじやないんじやないですか。政治活動に金がかかるのは地方区も衆議院も同じじやないんですか。それはかければ無制限にかけられるでしようし、かけなきやかけないで済むかも知れませんね。その点において、全国区が広いからとか、衆議院が小さいからという話じゃ通らないです。政治活動にお金をかけるのは勝手ですよ。だからといって、即全国区が金がかかり過ぎるからやめようという話とは全く結びつきませんよ、どうなんでしょうか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) その点は基本的

にお考えを異にいたします。そのような政治活動が一年とか一年半にわたりますので、現在の個人本位の選挙制度にいろいろな問題が起つておる。それは政治活動の経費がわかりませんけれども、これは全国区という選挙制度を前提にしておる政治活動だからです。だからその制度を改めたい限りは、その活動に数億もかかるというような話もあるわけでありまして。現に通信費とかあるいは旅費とか交通費等でございます、実際に金がかかっております。昨年からは通信費も上がりまして、これだけでも膨大な経費になるようにございまして、これは一つの政治活動でございますけれども、直接選挙を全国区を単位として個人で行う限り、そういう政治活動の経費が非常に高くなって、これが長い間の問題になっておる点だと、私はこのように考えております。

○委員以外の議員(青島幸男君) 選挙公示から投票日まで選挙期間と、そうでない期間とを法で明確に区別しております。しかも選挙を目当てにしたそういう政治活動というのは、それじゃ事前運動にならざるを得ないではないですか。だったら、選挙に金がかかるからというあなたの方の提案の文章を、選挙に金がかかるというのをやめになつて、事前運動に金がかかるから拘束比例代表制にしないやならぬのだと字句をお交えになつたらどうですか。そうしないと通らないですよ。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私は実態を申し上げておるつもりでございます。立候補のために、現在の個人選挙でございますという、一年なり一年半前にいろいろな団体の方とお会いになつて、出たいと思うかどうか、私どもは結構です、それじゃその私の方の支部の方と会つてくれ、そういうような事前の準備があるわけでございます。それを事前運動と言ふか準備と言ふか、これはなかなか一概に言いにくいことでございます。少くとも立候補いたしますまでにその準備のために多額の経費がかかっておるのは、私は否めない現実だと思います。

○委員以外の議員(青島幸男君) それは違うんじゃないですか。それでしたら、そもそも百万枚もはがきを出したり、ピラを百万枚も立てたりなさらないや当選できないような方は、立法の趣旨のたてまえから言つて全国区にお立ちになるのをやめたいんです。それは私どもに、この制度が通つたら、あなた方無所属は出られないだろう、これはやむを得ないとおっしゃるんですよ。しかしなやまざる政治的信条があるのだったら地方区もあり、衆議院もありとおっしゃるじゃありませんか、あなた。だから、そういうのはがきを出したりピラを出したりしてお金をかけなければ当選できない人はおやめなさい、やむを得ない、そのかわり地方区もあるじゃないか、衆議院もあるじゃないかと、なぜおっしゃらないのですか。

それに、もう一つはつきりしておきたいことがあります。私、どういふふうにお金がかかるんだか実態を知らないのです。ですから資料として提出してください。あなたは、直接私にした人もいますとおっしゃいましたね。その方の資料で結構です。何億かつて、どういふ費用が出たのか、資料として提出してください。私わかりませんから明確にしたい。

委員長、これはお願いしたいと思ひますけれどもね。しかも委員部を通じて事前に通告してあります、資料が欲しいということを。ですから委員会で諮りたいたしたいと思います。この資料がなければ私の先議論できません。私もF.O.を論じたりネットシーを論じているわけじゃないんです。実際に現実を論じているわけなんです。ですから、幾らどこにどういふふうにお金がかかるのか、だったら選挙制度を変えようじゃないか。あるいは納得するかもしれないですね。資料がないんですよ。あるのは自治省でしよう、法定選挙費用以内の届けしかないんですよ。(発言する者多し)

○委員長(上田稔君) お静かに願ひます。資料については理事会でお諮りをいたします。

○委員以外の議員(青島幸男君) お願いいたします。それが出なければ私は保留いたします。きちんとした資料があつて、その資料に基づいて各方面から議論をして、明確に問題点を浮き彫りにして賛否を問うのがすべての委員会——委員会でないまでも、すべての議論を尽くすときのルールでしょう。私は資料がないんですよ。要求します。それがなければできませんから、委員長にお諮りいただいたので、その資料に基づいて残りの時間をやらせていただきたいと思います。残させていただきます。

○委員長(上田稔君) 中山君。最初、委員外議員という立場で発言の時間を持たせてくださった委員会の皆様は深くお礼申し上げます。

このことは、本当であれば正規の委員で審議に加わりたいという気持ちがあつたのですが、国会の運営上そういう形ではなかつた。そうして国会というところは、入つてわかつたのですが、非常に政治化してございまして、その中で決まつたことを例外を許すというのは大変皆さん苦勞なさる。その苦勞をしていただいたことに對して深くお礼申し上げます。そのことは、この審議自体が非常に議会制民主主義の根幹にかかわることであつて、皆さんがおそろそかに審議しては行けないんだ、小会派も含めてきちんと審議をするべきなんだという良識をお持ちになつてそういう決定をなさつたというふうな理解して、大変ありがたいことだと思つています。

参議院の全国区に対する国民の関心というものが大変低いという調査の結果を、先ごろマスコミで発表されました。そのことは私、とても残念に思ひます。私たち、御存じの方もない方もいらっしゃると思うんですけれども、一九七七年に革新自由連合という市民運動として政治参加をするアマチュアグループをつくりました。そのときの重要な動機の一つが、どうも年々国民が政治離れをしてきていて、それが顕著になってきていて、それに対する危機感というものが、私たちがそういうグループを結成したときの重要な動機の一つになつてたわけなんです。議会制民主主義という形をとる上では、国民の関心が政治から離れるということは大変に危険なことだと私たちは思つています。

それで、いろいろな活動を通じて、特に選挙という場に臨みましてそのことを一生懸命国民に訴えてきました。ときには宣伝カーからマイクを握りまして、投票日は何月何日です、あと何日です、投票所にはぜひいらつてくださいます、皆さんの責任で投票はなすってください、皆さんの、この人がいいんだと、どういふレベルでも構わないから皆さんの考えで責任の持てる一票を入れてくださいというお願いをして回りました。おかげで選挙と間違えられたことが何度かあります。

そこで、こういうふうな選挙という場の中で、投票率が低いとか、それから投票には行くけれども、何となく意識がなくて頼まれたから入れてしまふというふうな人たちが多くなつて、それから選挙はうんざりだというふうなことを公に口にする選挙民が多くなつて、まあ少なくともいう言ひ方でもいいのですが、そういう現状はとも自治省の方々にとっては重要な問題だと思ひます。こういう政治離れの状態というものの原因は何なんだろう。その辺を大臣はどういうふうにお考えいらつしやいますか。

○国務大臣(世耕政隆君) 大変むずかしい問題ですが、私もときどき政治離れの、いろいろ幾つかあるでしようけれども、理由は何だろうかというふうな思つております。一つにはいろんなこれは余り言わない方がいいので、いろいろ理由はあつて思ひますが、僕がやはり言うところと語弊もあるもので、確かに政治離れがあるということをもそのまゝ現実を受けとめておいた方がいいように思ひます。

○委員以外の議員(中山千夏君) 何だか全然わからない。言うところと語弊があるというのは、ヒントだけでも何だか教えていただけないか。

○国務大臣(世耕政隆君) 社会とか国がうんと極端に貧乏なときというのは、死ぬか生きるかでいろいろ自分の仲間を集めて、この政治だ、この政治だやり合うのですが、そういったものが大分日本の中では欠けてきているのが一つの大きな原因ではないかと、こういうふうに思います。

○委員以外の議員(中山千夏君) なるほど一口に抽象的に言ってしまうと、経済的な情勢というのか、そういうものが原因だろうということなんでしょうか、そう思いますけれども、もう少し私なんかが具体的に考えますと、それも経済と関係が大いにあるのかもしれませんが、政治の腐敗というものなども非常に原因になっているのではないかと思います。

それともう一つ、選挙そのもののあり方というのがやはり国民を政治離れにする原因の一つに数えられるというふうには私には考えているんです。そこで、もし選挙法を改正するとするならば、その改正によって、国民がうんざりして背を向けているような選挙のあり方そのものがよい方に、悪い方にじゃなくて、よい方に変わらなかつたら改正する意味はないというふうには考えています。

そういう観点から、きょうはまず衆議院の趣旨説明になるべく沿った形で、選挙そのものの現状、それからもし改正された場合の自治省の取り組み、大臣の姿勢なども含めて細かく検討していきたいと思えます。

第一番目に、先ほどもちよつと議論になっておりましたけれども、ふさわしい人をより得やすい制度に改正するところであるという趣旨を趣旨説明、それから審議の中でも再三言っておられますね、ふさわしい人をより得やすい制度に、これは逆に考えますと、それでは現状では得にくいということなんですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 先ほどもお答え申し上げましたが、私どもはより得やすくなる、こういうふうな考えでおるわけでごいいます。現在では、先生方特別の才能をお持ちの方は別にいたしまして、この広い地域で多くの有権者

でございますから、普通の人ではなかなか出にくいとございます。私が尊敬しておった山本有三という作家がいらいしやいました。ああいう方は参議院に当選をなさいました。現在ああいう方が出やすいかと申しますと、私はなかなか出にくくなつてしまつています。それはさつき申しました政党化、そして政党化につながる団体化の現象がひどいからで、だから私も、たとえばの話でございませうけれども、いまのような方も名簿でございませうと、どの政党かで山本有三先生のような方を、日本の作家とかそういう文化人を代表する人としていいじゃないかということ載せられるという、より得やすくなるのじゃなからうか、私は実はそういうふうには思っておりません。そういう面では現状よりも参議院にふさわしいりつぱな方が得やすくなるのじゃないか。これが少し、青島先生おっしゃられますと、ちよつと樂觀的だと言つてお話をございませうけれども、私はそういうふうな可能性がこの制度にはあるんだと、こういうふうには思っております。

○委員以外の議員(中山千夏君) ちよつと言ひ方を変えますと、現状ではふさわしい人をより得やすくないというふうには承つていいのでしょうか、より得やすくないと。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 現状ではなかなか出にくいということでございます。

○委員以外の議員(中山千夏君) そうすると、政党の中にお入りになつた場合はいま例に出された方はお出になれますけれども、その方に関して言いますと、政党にお入りにならない限り、改正された後でももつと出にくくなるわけですね。いま山本さんが出にくい理由として、政党化、団体化が進んだためになかなかお出になれないといたしかおつしやいました。今度の改正は政党本位になるというふうには聞いております。そうすると、山本さんが政党本位を受け入れられるならば、いまでもどこかの政党にお入りになつてお出になることはできるわけですね。現に有名人が必ずしも無所属で立つとは限りませんで、おたくの政党にも

何人か大変有名な方がおいでになります。こういう方は政党からお出になつていらっしゃるんだから、山本さんのような方も政党にお入りになれば、大変有名な方ですからお通りになると私は思うのですけれども、ちよつとその辺がわからないのですが。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 問題の一つは、今度の制度では必ずしも自民党員でなければ自民党の候補者名簿に載せないということではないことは、先生も御承知のとおりでございます。だから仮に、たとえの話でございませうけれども、山本先生のような方を自民党がぜひ文化人として送ろうじゃないかと、自民党に入党しないでも名簿に載せ得る、そういう意味でより得やすくなる、こういうふうには私どもは思います。

それから現状では山本先生のような方が昭和二十年代には出られたのに今日出にくくなつておると私が申しますのは、昭和二十年代は十数万で全国区で当選なさつていらつしやいます。それは二百人からの立候補者がございまして、散票が非常に多かったわけでございます。今日はそれが非常に選挙の規模が大きくなりましたので、ある団体ががっちり推薦をするか、その団体というのはほとんど政党と関連がございませう。政党が推薦をする人は、その政党を支持する団体であり、その団体が推薦する人でなければなかなか出にく

い。私は先ほど集票能力と申しました。現在の制度のもとでは、先生方は別として、そういう意味の集票能力のいかんということが候補者の選定に非常に重要な要素になつておる。ところが、この名簿の制度にいたしますと、集票能力というものはそう考えないで、本當にりつぱな人だからひとつ自民党で推そうじやないかとか、あるいはほかの党でだれを推そうじやないか、こういうことがあり得る、そういう可能性をこの制度は持つておる、こういう意味でございませう。

○委員以外の議員(中山千夏君) 私はどうしてもわからないんですけれどもね。私も何度が選挙をいたしましたので少しは事情を知つております

が、いまの選挙制度の中でも、別に自民党は、この人はすばらしい人で、そして名前もたとえばいまおつしやつた方のように高いということになりますと、その人を党員にしなくても、推薦という形で何でもお出しになれるはずだと思ひます。それは各政党でございませうと思ひますし、それからときには、組織ですか、組織を回して票の保証をもう少しその人につけるといふことだつて現状でできることだと思ひます。この点については、私はそう思うということだけ申し上げて、それ以上申し上げませんが。

それから実際、改正によつて出にくくなる、明らかに進出を拒まれるという者は、第一にいまここに座つておりますわれわれ無所属議員なんです。それは間違いないことだと思ひます。そうしますと、さつき青島さんも少し触れておられましたけれども、明らかにその改正案でいくと、まず第一番目にばつたりとはつきり無所属議員が切り捨てられるということになりますと、ふさわしくない人と考えていらつしやるのは無所属議員のことなのかというふうには思わざるを得ないんです。

それで、これは改正されてしまひますと、きょうちようどお昼ごろでしたか、肖像画が国会の中に掲げられました。市川房枝さんという方がいらつしやいました。あの方は、もしいまでもこうやつていられるとしたら恐らく反対しておられたと思ひますが、市川房枝さんのような方もお出になれなくなります。今度の改正案が実現したら出られなくなります。だげど市川房枝さんという方は皆さんも御存じのように、広く国民から参議院の良識と呼ばれてきた人なんです。たしか、お亡くなりになつたときの弔辞にもそのような言葉が織り込まれておりました。その参議院の良識といふのが参議院のためにいいのだから、国民のために利益になるのだからか、そう思ひます。市川房枝さんのような議員は決して参議院の良識

でもないし、参院にもふさわしくないと考えている。つしやるのではありませんか。いかがでしょう。

○委員以外の議員(金丸三郎君) そんなことは毛頭考えておりません。まことにりっぱな参議院議員であられ、若いころからわが国の婦人の参政権の運動を起されて、終始それで一貫なさった、わが国では珍しい、また得がたい婦人の政治家であられたと、心から尊敬しておるのでございます。

ただ、先ほど青島先生の御質問にお答えを申し上げましたように、現在の個人本位の選挙制度から政党本位の選挙制度に変えようという趣旨は、皆様方が参議院議員にふさわしくないとおっしゃると思っておりますけれども、選挙の実情からいまして、政党選挙の比例代表制にしました方がベターであろうという考えからでございます。この点につきましては私どもは個人的なことは全然ございせんが、よく御理解をいただきたいと思ふ次第でございます。

○委員以外の議員(中山千夏君) ふさわしくないと全然思っていないとおっしゃるわけですから、私も、よりふさわしい人を得やすい制度に変えよう、こういう改革によつてそうなるんだという言い方の中には、やはり一人一人の議員の中にはふさわしい人もふさわしくない人もいます。ふさわしくないという言い方が非常に語弊があるのであれば、よりふさわしくてもいいのではないかなと思われような人もいます。それは必ずしも、政党人だから参院にふさわしいとか、無所属だからふさわしくないとかいうことではないというふうに考えています。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 御質問の御趣旨を私が正確に受けておるかどうかわかりませんが、私どもは先生方が参議院にふさわしくないと全然考えておりませんし、候補者の名簿の作成のいかんによりましては、党の内外から参議院にふさわしい人を得ようというわけでございまして、私どもは先生方のような方も十分に政党としては迎え得るのだと、このように考えております。

○委員以外の議員(中山千夏君) そうすると、そのふさわしいかふさわしくないかということは、無所属であるか政党人であるかということとは関係ないというふうに理解してよろしいですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) そのとおりでございます。

○委員以外の議員(中山千夏君) そこで、ではあつても現実の問題としては、この制度が施行されますと無所属が切り捨てられるわけなんです。無所属について、無所属に沿つてもう少し話を進めていきたいと思います。いわゆる政党に所属しない無所属というのは現在でも大変少数なんです。ちよつと勘定してみますと、二院クラブに青島さんがいらして、それから山田勇さん、それから喜屋武眞榮さん。それから私たちの一に会に美濃部さんがいらして、山田耕三郎さん、私、これで三人です。それから新政クラブに八代さん、宇都宮さん、それからほかに河野謙三さん、それから議長、副議長は数に入れるかどうかはちよつとむづかしいところなんですけれども、議長、副議長を外しますと、以上九人です。そのうちの六人が全国区であるにすぎないわけなんです。これだけしかないのだから、そいつらが出なくなつたつて構わないじゃないかと思ひかもしれません。これは金丸さんもよく指摘していらつしやるように、すでに現状の選挙が十分に政党化、団体化していることの結果だと思ふんです。その結果として無所属、いわゆる政党に所属していない人間は余り議員になつていないということだと私は思ひます。それから議員にもならないし、事実上候補もしくい、そう思うのですが、いかがですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) そのとおりだと存じます。

○委員以外の議員(中山千夏君) そうすると、現在の選挙自体が非常に政党化、団体化された上で行われているときに、当然そこから出てくる大部分の立候補者、そして全国区として国会の中に送られる大部分の議員たち、それを選んでい

は、ほとんど政党の中で政党の方たちが選んでいらつしやるわけでしょう。それはお互いに選ぶのか、僕が立つと言ふのか、その辺のところは各党内のことは私よく存じませんが、党の中で決定があるわけですね。そうすると、その際によりふさわしい人を立てようとはしていらつしやらないのですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 選挙のたびに恐らく各党ともよりふさわしい人というお考えで御選挙になる、その点は私はそのように思ひます。○委員以外の議員(中山千夏君) そうすると、さつき国民の支持が得られる方向で、国民の意識に受け入れられる方法で名簿が各政党の良識によつてつくられるであろうとおっしゃいましたね、この改正がなされたときには、それと同様に、いま良識を持つて政党の皆さんはよりふさわしい候補者を選んでいらつしやるわけでしょう。そのよりふさわしい候補者を選んでいらして、そしてまたたとえば自民党の方で言えば、こちらにずつと座つていらつしやる方は、皆さんが自信を持つてこれらの議員は非常に参院にふさわしいんだと思つていらつしやる議員が国会の中に入つてきていなければおかしいわけですね。そうすると、いまの議員は現状のままでも十分に国会にふさわしい、そういうことになりはしないですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私は現在参議院にお出になつております方は、全国区に例をとつて申しますと、やはり多くの有権者の支持を得られたりつぱなお方々だと、かように思ひます。ただ現在の全国区の候補者の選考は、先生方のように全く無所属でお出になつていらっしゃる方は別といたしまして、政党に所属して出いらつしやいます方は、やはりどうしても支持団体との関係をお考えになつて、あの人を得られればどの団体も支持しておるからこれだけの得票があるだろう、い

わばそれを私は集票能力と申したので、どうしてもこれは現実の考慮に入つてくるのではないかと。これが名簿式にいたしますと、集票能力というものは従来ほどは考えないでも、政党が

推薦をして名簿に載せまうという、政党の推薦する議員として参議院に出てこられる。そういう意味では現在の制度よりもより出やすい、ふさわしい人をより得やすい、こういうふうになるわけでございます。

○委員以外の議員(中山千夏君) 私、そのところはもうどうもわからないんですけれどもね。そうすると、集票能力が候補者選択の一つの基準になつてくることはまずいと考へていらつしやるのですか。集票能力というものが、立候補者を立てるときにこの人ならたぐさんの票を集められるだろうという考へ方があつてはまずい、そういうふうに考へていらつしやるのですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) まずいという意味で申しておるのではありません。現在は集票能力ということも候補者の選考に当たつての重要な要素である。しかし、この制度になりますと、うと、集票能力はいわば第二にして、本当にその人、人物本位といひましようか、人物を非常に重く見て、この人はいわば支援団体もないし、あるいはしたがつて集票はできないかもしれぬけれども、党として参議院議員にふさわしい人として推すのには国民の共感も得られるだろうし、また参議院議員としてつぱにその道で働いていただ

けるのじゃないか、そういう意味でふさわしいと言つておるわけでございます。

○委員以外の議員(中山千夏君) いまのお話を聞くと、ますます私は反対になるんですがね。なぜかと申しますと、集票能力とおっしゃつておることの中身は国民の支持じゃないんですか。集票能力が高いということは有権者の支持が多いということじゃないんですか。それは現実にはお金で票を買つたりする方がおいでになるようですけれども、一応たてまえで話させていただくと、そういうことは皆さんやつてないとおっしゃるし、一票一票は国民の支持だというふうに考へていらつしやるわけですね。そうすると、集票能力が高いということは国民の支持が高いということ

です。いまのお話を伺うと、まるで名簿になると集票能

力というのは二の次である、つまり国民が支持するかどうかは二の次であって、そのほかに、国民が支持するかどうかのほかにどういふふさわしい人の基準があるのでしょうか。私にはそれは全然わからないですね。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 集票能力の表現が悪いのかもわかりませんが、Aという人があるといたします。その人にある経済団体がついている、だからこれだけの票は取れるだろう、それを党としてどういふふうに手当てをしてあげればこれだけの票は取れるだろう、こういうような考え方があると思います。ここにBという人があるといいたします。この人は格別そういうような特別の支援団体を持っていないという文化人だ、しかし国民が尊敬しているという意味ではおっしゃる集票能力があると言っているのかもわかりません。私が集票能力と申しましたのは、そういうような具体的結びついたような団体の支援ということが候補者選考の際の重要な要素になつておられますけれども、名簿式にしますという、そういう具体的な支援団体がなくても、りっぱという意味では集票能力があるとも言えるかも知れませんが、そういう支援団体が具体的になくともりっぱな候補者として通用するから、党のいわば力で当選をさせてあげれば参議院議員としてふさわしい活動がなされるんじゃないだろうか、私もそれはそういうふうに見えるわけでございます。

○委員以外の議員(中山千夏君) まだわからないのですけれども、十分に知名度があつて国民から信頼を受けている人であれば政党がつかなくても当選する、さつきからそれをおっしゃっているんじゃないですか。皆さん方のように何か特別な才能のある方は別ですけれども再三おっしゃっているのは、そのことをおっしゃっているのじゃないんですか。そういう方は政党から出る必要はないわけですね。もちろん信條的に政党と考えを同じくするという場合は別でしょうけれども。それから政党の中の、政党とあるいは関係している団

体の票ということを考えましても、その票にしても、めくらめつぼうに決められたところへどんな投票するということではないわけでしょう。一応その団体がその人物なりについて判断をして、その結果投票するというのですから、やはりそれは一つの国民の支持というふうに見えると思うんです。そうすると、いまおっしゃっていたのは、余り国民に支持がない人でも拘束比例代表制の名簿式にすれば当選させることができるということと同義だというふうにはどうしても思えるんです、集票能力のない人もこれなら取れるんだという言い方になりますね。

○委員以外の議員(金丸三郎君) あつては従来の人は個人的な集票能力がある、こう申し上げたいのかもわかりません。私がさつき申し上げましたたえのばの話でございますが、山本有三先生、具体的な名前を出して適當かどうかかわかりませんが、この方は格別支援団体というものはなし。しかし自民党なら自民党、あるいはほかの党なら党として自分たちが全力を挙げて、そしてその方を自民党の支援団体をお願いをして、党が総体の得票数の中で名簿の順位のいかんによつて当選させ得るわけですから、そういう意味では個人的な集票能力はないけれども、自民党の集票によつてその人を参議院議員に送れる、私はそういう人があつていいんじゃないか。また、国民にはそういうことがかえつて支持を受ける場合があるかも知れません。個人的な集票能力と、今度は政党本位の選挙ですから政党が集票するわけですから、個人の集票とは違つてまいります。だから、私はその政党の力によつてりっぱな人もこの制度によつては出得る。その人が、たとえば交通費も不十分だとかいふような場合もあるわけでございますから、いわば政党の力によつてりっぱな人を参議院議員として出し得るという長所がこの制度にはある、こういうふうにも思ふわけであります。

○委員以外の議員(中山千夏君) やつとお話はわかりかけてきましたけれども、金丸さんがお出しになる例が悪いわけですよ。だからなかなかわか

らないんです。有名な人を例に出して、この人を当選させたいときに、いまは無理だけれども、当選させることができるというふうにおっしゃるからわからないわけで、むしろ無名であるけれども、この人はふさわしいんだと政党の方々が考えになる方は、名簿式になった場合に、個人の集票能力はないけれども、政党の力で当選させることができる、そういうことではないですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) そのとおりでございます。○委員以外の議員(中山千夏君) そうおっしゃりたくなかつたというのは、この理由もまた答弁させていたいただきますね、つまり無名な人を政党が判断をして、この人ならりっぱな人だと判断してしまふということ、個人の集票能力、個人に集まる票という国民の判断にかつて政党が、それが参議院にふさわしいかという判断をしてしまふということなんですよ。まさに私はその部分でこの改正はまずいと思つていふんです。どんなレベルであつても、この人は参議院にふさわしいという判断を直接国民がする方が、私は参議院にはふさわしい議員が生まれるだろう、そう考へているわけですよ。ですから、それは全く皆さんとお考えを異にするかも知れません。それは私が考へるのとそちらが考へるのと違つていますねということでも構いません。だけれども、問題点をはっきりさせるためにぜひ御答弁はわかりやすく正確にしたいでございます、しみじみ思ひます。

この話、いつまでも切りがありませんので次の問題に移りたいと思ひますが、私の考えを少し申し上げておきますと、いまのことに関しましてちよつとつけ足させていただきますと、この改革がなされたからといって、政党が候補者を選ぶ場合の良識が変わらなければ、決してよりふさわしい人は出てこないだろうと思ひます、政党が決めるわけですから。ところが、事実上非常に無所属の個人で集票能力のある人も出てくといふ、そういう状態になつていふ選挙区の中で、私から見

方々の中には大なりつぱな方もいらつしやるけれども、もつとよりふさわしい方がいふのではなからうか、交代なすつてはどうかと思はれる方がいらつしやるというのは、これは私だけの意見ではなくて、世間でもそういう意見はたくさんあります。しかもそういう自覚がある程度ありだからこそ、改正ということを考へられたのだと思ふんです。改正して、よりふさわしい人をもつと得なきやいけないということを考へられたと思ふんです。

だけれども、現在のこの改正案で改正をなすつても、いまの政党本位の状態の中でそういう人材をなかなか政党が送り出せないということであれば、それは政党の良識の問題ですから、政党がらつと変わるわけじゃないわけでしょう。これでこの選挙法が変わつた途端にがらつと政党の成り立ちが変わるのだということであれば、それは少しは変わるかも知れません。だけれども、同じ政党本位で選挙を行つていふ政党が、名簿式というより政党本位の形に変わったからといって、もつとふさわしい人たちがどんどん続々出てくるのだといふのは、余りにも楽観的な考へ方だといふふうには私は考へます。

それから次に、有権者にとつて候補者の選択が著しく困難な現状が改善されるだろうかということについてお話を伺いたいと思ひますが、先ほどの件については、法相に対してお伺ひしますが、自治大臣もお伺ひにならないようですので、あとは次の委員会に譲つて、きょうはここで中止したいと思います。

○委員長(上田稔君) 中山君、政務次官がおられるのですが、政務次官では質問は……。

○委員以外の議員(中山千夏君) いえ、大臣でなければ。

○委員長(上田稔君) この次は大臣に質問をされるのです。

○委員以外の議員(中山千夏君) はい。

○委員長(上田稔君) そのいまのおやりになるお

考えのうちで、大臣に質問をしない部分はないのですか、全部大臣ですか。

○委員以外の議員(中山千夏君) はい。

○委員長(上田稔君) 発議者は要らないわけですね。

○委員以外の議員(中山千夏君) いえ、発議者も関係はあります。

○委員長(上田稔君) それでは、本案に対する本日の実議はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後四時十九分散会